

令和 6 年 9 月 4 日

令和 6 年第 3 回岬町議会定例会

第 2 日会議録

令和6年第3回（9月）岬町議会定例会第2日会議録

○令和6年9月4日（水）午前10時00分開議

○場 所 岬町役場議場

○出席議員 次のとおり12名であります。

1番 大里 武智	2番 松尾 匡	3番 早川 良
4番 中原 晶	5番 坂原 正勝	6番 奥野 学
7番 道工 晴久	8番 谷地 泰平	9番 谷崎 整史
10番 出口 実	11番 瀧見 明彦	12番 竹原 伸晃

欠席議員 0名、欠員 0名、傍聴 6名

○地方自治法第121条の規定により本会に出席を求めた者は次のとおりであります。

町 長 田代 堯	総務部理事 兼総務課長	南 大介
副町長 中口 守可	総務部理事 兼財政改革部理事	谷 卓哉
副町長 上田 隆	しあわせ創造部総括理事	辻里 光則
教育長 古橋 重和	しあわせ創造部理事 (地域福祉・保険年金担当)	松本 啓子
まちづくり戦略室長 兼町長公室長 川端 慎也	しあわせ創造部理事 (保健センター担当) 兼保健センター所長	川井 理香
総務部長 会計管理者 西 啓介	都市整備部理事 (土木担当) 兼土木課長	小坂 雅彦
財政改革部長 内山 弘幸	都市整備部理事 (建築担当)	佐々木 信行
しあわせ創造部長 松井 清幸	都市整備部理事 (産業観光促進担当)	吉田 一誠
都市整備部長 奥 和平	下水道事業理事	奥田 敏幸
教育次長 兼指導課長 松井 文代	教育委員会事務局理事 (生涯学習担当) 兼生涯学習課長 兼青少年センター所長	岩田 圭介

まちづくり戦略室理事 (人事担当)	廣 田 尚 司	財政改革課長 中 塚 嗣 泰
まちづくり戦略室 企画政策推進監	寺 田 武 司	
まちづくり戦略室理事 (企画地方創生担当)	新 堀 満	
まちづくり戦略室 危機管理監	寺 田 晃 久	
兼危機管理担当課長		

○本会の書記は次のとおりであります。

議会事務局長 増 田 明

○会 期

令和6年9月3日から9月26日（23日）

○会議録署名議員

6 番 奥 野 学 7 番 道 工 晴 久

議事日程

- 日程第 1 一般質問
- 日程第 2 議案第62号 令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）について
- 日程第 3 議案第63号 令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）につい
て
- 日程第 4 議案第64号 令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算（第1次）について
- 日程第 5 議案第65号 令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第1次）について
- 日程第 6 議案第66号 訴えの提起について
- 日程第 7 議案第67号 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関す
る協議について
- 日程第 8 議案第68号 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大
阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議につい
て

- 日程第 9 議案第 69 号 岬町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第 10 議案第 70 号 岬町空家等対策協議会条例の一部改正について
- 日程第 11 認定第 1 号 令和 5 年度岬町一般会計決算の認定について
- 日程第 12 認定第 2 号 令和 5 年度岬町国民健康保険特別会計決算の認定について
- 日程第 13 認定第 3 号 令和 5 年度岬町後期高齢者医療特別会計決算の認定について
- 日程第 14 認定第 4 号 令和 5 年度岬町下水道事業特別会計決算の認定について
- 日程第 15 認定第 5 号 令和 5 年度岬町漁業集落排水事業特別会計決算の認定について
- 日程第 16 認定第 6 号 令和 5 年度岬町介護保険特別会計決算の認定について
- 日程第 17 認定第 7 号 令和 5 年度岬町淡輪財産区特別会計決算の認定について
- 日程第 18 認定第 8 号 令和 5 年度岬町深日財産区特別会計決算の認定について
- 日程第 19 認定第 9 号 令和 5 年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定について
- 日程第 20 報告第 3 号 令和 5 年度岬町健全化判断比率の報告について
- 日程第 21 報告第 4 号 令和 5 年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告について
- 日程第 22 報告第 5 号 令和 5 年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告について
- 日程第 23 報告第 6 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 日程第 24 報告第 7 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）
- 日程第 25 報告第 8 号 専決処分の報告について（損害賠償額の決定）

(午前10時00分 開会)

○竹原伸晃議長 皆さん、おはようございます。

ただいまから、令和6年第3回岬町議会定例会2日目を開会します。

ただいまの時刻は、午前10時00分です。

本日の出席議員は12名、全員です。出席者数が定足数に達しておりますので、本定例会は成立しました。

本定例会には、町長以下の関係職員の出席を求めています。

これより本日の会議を開きます。

○竹原伸晃議長 日程第1、一般質問を行います。

定例会1日目に引き続き、順位に従いまして質問を許可します。

なお、テレビモニターに映写する補助資料については、議員及び理事者の皆様にはメールにて配付させていただいておりますので、パソコンまたはタブレット、スマホ等でご参照いただけますようお願いいたします。また、傍聴者の皆様には、配付している傍聴者用資料をご参照していただくか、傍聴席から向かって左手のモニターにその内容を映し出すことになっておりますのでご覧ください。

それでは初めに、谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ご指名をいただきました谷地泰平です。議長の許可を得ましたので通告に従って一般質問をさせていただきます。

今回の私の一般質問では、子どもに関する2つのテーマについて質問をさせていただきます。一つは、こどもまんなか社会の実現、そしてもう一つは、子どもの読書活動推進についてです。

まず一つ目は、こどもまんなか社会の実現に向けてです。昨年、令和5年4月1日にこども家庭庁が発足し1年5か月がたちました。皆さんご存じのとおり、こども家庭庁は、子どもや若者がぶつかる様々な課題を解決し、大人が中心になってつくってきた社会を、こどもまんなか社会へとつくり変えていくために創設されました。また、同日には、こどもまんなか社会を目指して、子どもや若者に関する取組を進めていくための基本となる事項を定めたこども基本法が施行されました。また、こども基本法は、国連に採択された子ども権利条約の4原則を踏まえて策定されたものです。

資料1をご覧ください。まず、子どもの権利条約について少し説明させていただきます。子どもの権利条約は、児童の権利に関する条約とも言われており、世界中の全ての子どもたちが持つ

人権、権利を定めた条約です。1989年11月20日に国連によって採択されました。現在は、国連加盟数を上回る196の国と地域で締結されており、世界で最も広く受け入れられている人権条約となっています。そして、子どもの権利条約では、あらゆる子どもの権利の実現を考えるときに併せて考えることが大切なこととして、4つの原則が定められています。差別の禁止、子どもの最善の利益、生命、生存及び発達に対する権利、そして子どもの意見の尊重です。この4原則が子ども基本法にも取り入れられています。

資料2をご覧ください。次は、こども基本法について少し説明させていただきます。こちらは、こども家庭庁が公表しているこども基本法を分かりやすく説明したパンフレットです。もしもまだ見たことがない方がいらっしゃったら、一度見てみてください。

資料3をご覧ください。こども基本法がつくられた目的、それは、全ての子どもや若者が将来にわたって幸せな生活ができる社会を実現するためです。そして、こども施策の基本理念などを明確にし、国や都道府県、市区町村など、社会全体で子どもや若者に関する取組、こども施策を進めていくとされています。

資料4をご覧ください。それでは、こども施策とは何かというと、いろいろ書かれていますが、子どもや若者に関する取組のことをこども施策と言われています。その中で赤線を引いていますが、居場所づくりと記載されています。今回の質問では、この居場所づくりについても聞きたいと思います。

次に、資料5、資料6をご覧ください。こども基本法では、6つの基本理念を定めており、こども施策はこの基本理念を基に行います。ここで見ていただきたいのが、資料6でピンクで囲んでいる部分です。全ての子どもは、年齢や発達の程度に応じて、意見が尊重され、子どもの今とこれからにとって最も良いことが優先して考えることと記載されています。これはまさに、子どもの権利条約の4原則のうち、子どもの最善の利益、子どもの意見の尊重そのものです。

次に、資料7をご覧ください。子どもや若者の意見を聞きながら、国や都道府県、市町村はこども施策を進めていきますと記載されています。ピンクの枠をご覧ください。こども基本法第11条、こども施策に対する子ども等の意見の反映。国及び地方公共団体は、こども施策を策定し、実施し、及び評価するに当たっては、当該こども施策の対象となる子どもまたは子どもを養育する者、その他の関係者の意見を反映させるために必要な措置を講じ講ずるものとする」と記載されています。つまり、こども施策の策定、実施及び評価に当たっては、子どもや若者、保護者などの意見を聞いて反映することが義務づけられています。

そこでお伺いいたします。岬町においてこれまで、こども施策として実施する施策で、子ども

への意見聴取を行っているものはありますでしょうか。回答お願いいたします。

○竹原伸晃議長 ただいまの質問に対し答弁を求めます。

しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。ただいま議員のほうから資料に基づいてお示しいただいたとおり、令和5年4月1日にこども基本法が施行され、子どもの意見の尊重が基本理念に掲げられるとともに、こども施策の策定、実施、評価するに当たって、施策の対象となる子どもなどの意見が幅広く聴取して反映されるため必要な措置を講ずることを、国及び地方自治体に義務づけられたことについては承知しているところでございますが、令和5年12月にこども大綱が閣議決定されたばかりで、先進的に実施されている自治体を除いて、各自治体はどのような施策に対して、どのような手法で子どもの意見を聴取するなど、今後、調査、研究、検討をしていくものと考えております。

本町におきましては、本年3月に策定いたしました第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たっては、中学1年生を対象にアンケートを実施し、また、地域の生活課題や福祉課題について、子どもの目線から掘り起こし、解決方法を考え、計画に反映させることを目的に、子ども懇談会を開催いたしました。この子ども懇談会は、第1次計画策定時から開催しており、本計画は、みさき子どもとおとなも輝くプランの上位計画としても位置づけられています。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。本年3月に策定された第4次岬町地域福祉計画・地域福祉活動計画の策定に当たって、中学校1年生を対象にアンケートを実施し、子ども懇談会も開催したとのことですが、これによって出された子どもの意見というものは、この計画にどのように反映されたのでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。今回、本計画を作成にするに当たって、子ども懇談会を開催いたしました。この子ども懇談会につきましては、町内小学校4年生から6年生を対象に募集を行い、参加してくれました子ども同士のワークショップ形式で行われ、テーマとしては、様々な人の困り事をイメージし、その困り事に対して自分たちにできること、大人と協力をしたらできることなどの意見を出し合いました。

その結果、仲よくする、一緒になってする、代わりにするなど、困り事のある人を気にかけて接点を持つことといった意見が出し合われました。例えば、親の帰りの遅いお友達には、いじめられないように守る、一緒にご飯を食べる会をつくる、夜だけ過ごせる場所があればいいなど

という意見がありました。

このような子どもの思いが、本計画の基本理念である「心つながり ふれあう みさき」の目標全ての施策に通じる思いであり、この思いを基本として計画策定に取り組んだところでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、具体的にこの施策というわけではなく、子どもから出された意見、思いが、計画の基本理念、そしてその目標全ての施策に通じるものであったため、この思いを基本として計画策定に取り組んだとの回答でした。

子どもに関する施策の計画策定において、子どもの意見を聞くことは絶対に必要なことで、今後も必ず子どもの意見を聞き、反映するように心がけていただくようお願いいたします。

また、岬町において子どもの意見を聞くべきことも施策には、どのようなものが考えられますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。こども基本法に基づくこども施策には、子どもの健やかな成長に対する支援などを主たる目的とする施策といったものなどが定義されております。

本町におきましては、第2期みさき子どもとおとなも輝くプランの基本目標3に、子どもが健やかに育ち、活動するまちづくりとして、安心して遊べる場の確保や子どもの主体的な活動支援などの主要施策が子どもの意見を聞くべき施策と考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、第2期みさき子どもとおとなも輝くプラン、こちらの基本目標3、子どもが健やかに育ち活動するまちづくりの、安心して遊べる遊び場の確保や子どもの主体的な活動支援などの主要施策が子どもの意見を聞くべき施策との回答でした。

この安心して遊べる遊び場の確保には、児童遊園の管理、児童遊園を活用した遊び場づくりといった事業が定められています。私は先日、8月9日に開催された令和6年度第1回子ども・子育て会議を傍聴させていただき、そこで配られた資料の子ども・子育て支援に関するニーズと調査結果を拝見させていただきました。この調査で実施されたアンケートの自由回答には、子どもが遊ぶ場所がないという意見がとても多かったです。私は以前からも、子どもの遊ぶ場所がないという声が多いことを伝え、その課題の一つが、老朽化が激しく管理が行き届いていない児童遊園であり、現在のニーズに合った公園へ再編すべきであると訴えてきました。

この児童遊園こそ、主に利用するのは子どもなのだから、子どもの意見を聞くべきではないでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。児童遊園につきましては、主要施策の具体的事業の一つでございます。こども施策の策定、実施、評価するに当たって、個々の事業ごとに一つ一つ意見聴取することは難しいと考えております。ただ、今後、こどもまんなか社会の実現のため、各分野において子どもの意見を聴取し、施策への反映に取り組むことが必要になってきます。各分野における施策の策定、実施、評価するに当たって意見聴取した場合において、例えば自由記載などの中で、児童遊園に関した子どもの意見が出された場合は、必要に応じて施策の策定、実施、評価に反映すべきと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、児童遊園については、主要施策の具体的事業の一つであり、個々の事業ごとに一つ一つ意見聴取することは難しいとの回答。さらには、大きな分野の中で子どもの意見を聴取し、その中で児童遊園に関して子どもから意見が出た場合は、必要に応じて施策の策定、実施、評価に反映するとの回答でした。

しかし、この児童遊園については、令和5年1月12日から2月13日に、児童遊園の今後の在り方についてのアンケートを既に実施しており、令和5年6月議会において、今後、アンケート結果を踏まえ、地元自治区と十分協議を行いながら、廃止か存続、また存続数としてもどのように維持管理を行っていくか検討する必要があると答弁いただいています。また、その際にも、私は児童遊園を実際に利用するのは子どもたちなのだから、大人だけで決めるのではなく、子どもたちの意見も聞くべきと訴えました。

このように、児童遊園については、既に具体的にどうするのか検討を進めている状況なはずで、そのため、大きな分野の中で子どもの意見を聴取するというのではなく、児童遊園をどうしたほうがいいのか、どうだったら子どもたちの遊び場になるのかを直接利用する子どもたちに聞くべきではないでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えをさせていただきます。児童遊園につきましては、利用する子どもも少なく、維持管理するにも、地元自治区の協力が難しい児童遊園につきましては、基本、廃止する方向で考えております。

児童遊園を存続するか、いずれにいたしましても、地元自治区との協議が必要と考えておりま

す。その協議の際には、地元にお住まいの子ども、また子育て当事者からの意見も踏まえた地元自治区の考えをお聞きしたいと思っております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 今後、自治区長さん等と協議を行っていくと、その中で地元にお住まいの子ども、また子育て当事者の方から意見を踏まえて、そして地元自治区の考えも聞いて検討を行っていくとの回答でした。ぜひ、子どもの意見をしっかりと聞いていただきたいと思います。

このように、以前からずっと何度もお伝えしているように、子どもたちが遊ぶ場所がないという声は本当に多いです。そして、その鍵を握っているのは、子どもたちの意見だと思います。ぜひともきちんと子どもたちの意見を聞き、早急に課題解決に向けて取り組んでいただくようお願いいたします。

また、子どもの遊び場、居場所という観点では、児童遊園といった屋外だけでなく、屋内の施設を望む声も多いです。雨のときにも利用できるという点だけではなく、近年は地球温暖化により、夏場は暑すぎて熱中症の危険があり、外で遊ぶことができません。鉄製遊具でやけどをしたという事故も毎年発生しています。そのため、児童遊園だけでなく、屋外、屋内限らず、広く子どもの遊び場、居場所について、子どもの意見を聞いていただくようお願いいたします。

次に、私がこども施策として、子どもの意見を聞くべきだと考えることとして、今後の小中学校の在り方があります。少子化の進行により、小中学校の児童数が年々減少する中、これまでも多くの議員が学校統合、小中一貫校、義務教育学校、学生の廃止など、今後の小中学校の在り方を早急に検討するよう求めてきました。しかし、町の考えは一貫して、現状のまま3小学校を維持させるというものでした。

そこでお伺いいたします。この町の方針を決めるに当たっては、子どもや保護者といった当事者の意見は聞いたことがあるのでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

これまでも答弁させていただいておりますが、現時点におきましても、地域の活性化、地域の歴史・文化をしっかりと教え、ふるさとを思う気持ちを育むためにも、地域の人たちで子どもを守り、育てていくことが大切であるとの観点から、できる限り3校を維持していくという基本的な考え方に変わりはありません。

また、これまで保護者からのご意見につきましては、多奈川小学校で深目小学校への保育所移設時に、保護者の方から小学校存続についてのご意見を伺ったことがあると聞いております。現

在も、今後の教育環境の在り方につきましては、教育委員会におきまして議論をしているところでございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 先ほどの答弁によりますと、これまで保護者からのご意見については、多奈川小学校、深日小学校への保育所移設時に、保護者の方から小学校存続についてのご意見を伺ったことがあると答弁がありました。

それでは、保護者から意見を伺った、この方法というのは、どういった方に、どれくらいの人数、どういった方法で意見を聞いたのでしょうか。その方法について回答お願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

過去に、多奈川保育所が深日保育所に統合されていた時期がございました。小学校に保育所を併設する際に、当時の保護者や地域の方から、保育所を地域からなくさないでほしい、また、小学校も残してほしいなどのご意見もあったと聞いております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 具体的に小学校をどうするかという形での意見を広く保護者全員に聞いたのではなく、保育所が小学校に併設するに当たって、深日保育所と多奈川保育所が併設されたというところの経緯もあって、小学校に対して同様の意見があった。そういった回答だと思います。この意見も一つの意見としてとても大切だと思います。

しかし、今求められているのは、そういった一人一人の意見というものを広く、全ての子どもたち、保護者に聞くということだと思います。学校はもちろん、地域にとってもとても大切なものです。しかし、何よりも大切なのは、学校というのは子どもたちのための場所であり、子どもが楽しく生きる力を育むための場所です。

こういった観点から、今後の小中学校の在り方を考えるに当たって、一番の当事者である子ども自身、そして一番近くで子どもたちを見守っている保護者の意見を広く聞くべきではないでしょうか。改めて考えをお伺いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

当事者である子どもや保護者などの意見を聞くことは、今後、重要であると認識しております。先ほどもお伝えいたしましたが、現時点では、できる限り3校を維持していくという基本的な考え方の下でございます。

町としては、これから先、少子化が続く中において、どうしても学校としての機能が果たさないなど、保護者並びに学校関係者、そして地域の皆様とよく相談していくと、以前にも答弁しているところでございます。

当事者からの意見聴取については、教育委員会の中で議論をさせていただきますが、特に子どもの意見聴取は、子どもへのフィードバックや子どもの気持ちなどを考えると、簡単に意見聴取をすることが難しく、非常に繊細なところも含んでおりますので、その辺は教育関係者などと慎重に議論を重ねる必要があると考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。おっしゃるとおり、子どもの意見を聞くことはとても大事です。しかし、子どもたちみんなが同じ意見ではないですし、意見の聞き方、意見の反映の仕方、そして子どもへのフィードバック、こういった点は、子どもだからこそいろいろ配慮しなければならないことはたくさんあり、そういった課題が多いことは重々承知しております。

しかし、子どもにとって学校という場所は、1日の多くを過ごすとても大切な場所です。だからこそ、本当に子どもが毎日楽しく通える場所でなければなりません。そのためには、子ども自身の声、そして一番近くで見守っている保護者の意見がとても大事です。子どもや保護者といった当事者への意見聴取については、今後、教育委員会の中で議論するとのことですので、ぜひともしっかりと、さらには慎重にきちんと検討していただくよう強く要望いたします。

岬町は子育て支援にとっても力を入れていることは重々承知しております。しかし、それは主に保護者に寄り添ったものであると考えます。結果的には、こういった保護者に寄り添った子育て支援というものは、子どものためになるのかもしれませんが、しかし、本当の意味での良い子育て環境というのは、子ども自身が安心・安全に、伸び伸びと楽しく過ごせる環境だと思います。そして、それを知っているのは子どもたち自身だと思います。岬町の子どもたちのためにも、このこどもまんなか社会の実現に向けて、ぜひとも前向きに取り組んでいただくよう強く要望いたします。

次に、2つ目の質問に移りたいと思います。2つ目は、子どもの読書活動推進についてです。平成13年12月に子どもの読書活動の推進に関する法律が施行され、国は子どもの読書活動推進に力を入れてきました。そして、昨年、令和5年3月には、第5次子どもの読書活動に関する基本的な計画が策定されております。

資料8をご覧ください。こちらは、第5次子どもの読書活動に関する基本的な計画の抜粋です。黄色い枠をご覧ください。子どもの読書活動の現状の中で、不読率の現状が示されています。不

読率というのは、1か月の間に本を1冊も読まない児童生徒の割合を言います。目標として、令和4年度末までの不読率として、小学生2%以下、中学生8%以下、高校生26%以下としていましたが、いずれの学校段階でも数値目標は達成されていない状況です。

全国図書館協会による学校読書調査の最新結果を確認したところ、令和5年は小学生7%、中学生13.1%、高校生43.5%でした。グラフを見て分かれるとおり、推進法制定から一定改善は見られたものの、それ以降はずっと一定水準を推移しています。

資料9をご覧ください。計画の中では、基本方針として、読解力や想像力、思考力、表現力等を養う読書活動の推進は不可欠であり、全ての子どもたちが読書活動の恩恵を受けられるように、社会全体で子どもの読書活動を推進するとしています。また、子どもの読書活動の推進に関する法律においては、都道府県、市町村は、子ども読書活動の施策に関する計画策定、いわゆる子ども読書活動推進計画、この策定が努力義務となっています。そして、ピンクの枠で囲っているとおり、市で100%、町村で80%以上策定という目標を設定しています。

そこでお伺いいたします。子ども読書活動推進計画の全国、大阪府、岬町の策定状況はどうなっておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えします。

子ども読書活動推進計画は、子ども読書活動の推進に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、子どもの健やかな成長に資することを目的とする子どもの読書活動の推進に関する法律で位置づけられているとおり、市町村は都道府県において、子ども読書活動推進基本計画が策定されている場合は、国の子ども読書活動推進基本計画と都道府県の計画を基本とするとともに、当該市町村の子ども読書活動の状況等を踏まえ、市町村子ども読書活動推進基本計画を策定するよう努めなければならない、いわゆる努力義務と定めております。

子ども読書活動推進計画の策定状況につきましては、令和6年に文部科学省が公表した令和4年度末時点の策定状況では、全国で87.0%、大阪府では88.4%となっております。なお、岬町は未策定となっております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、子ども読書活動推進計画の策定状況は、全国で87%、大阪府で88.4%であり、岬町では策定していないとの回答でした。

努力義務という位置づけでありながら、これだけ多くの自治体が計画を策定し、子どもの読書活動推進に取り組んでいます。また、読書活動推進については、泉佐野市のように条例化してい

る自治体もあります。

子どもの心と知識を豊かにするためにも、岬町でもきちんと計画を策定し、読書活動推進に取り組むべきではないでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 質問にお答えいたします。

子ども読書活動推進計画は、子どもの健やかな成長に資するため、その推進に関する施策についての計画であることから、その必要性は認識しているところでございます。

しかしながら、策定には時間や費用も要すると考えられますので、財政状況等を踏まえながら検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 平成13年12月に子ども読書活動の推進に関する法律が施行され、翌年、平成14年8月に子ども読書活動に関する基本的な計画が作成されてから22年もの年月が経過しております。この間、岬町において子どもの読書活動推進計画を策定しなかった要因の一つは、読書活動の中心施設である図書館がなかったからとも考えられるのではないのでしょうか。でも今は違います。ご存じのとおり、住民の図書館を望む声はとても多いです。これを受けて、町も公民館図書館等整備事業を進めており、今年度、基本計画を策定することになっています。ぜひとも子どもの読書活動推進に向けて、計画策定を進めていただくようお願いいたします。

次に、子どもの読書活動推進の取組についてお伺いいたします。現在、岬町では、どのような取組を行っておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

町立アップル館では、児童書を中心とした配架を行っており、本の貸出しのほか、おはなし会やお楽しみ会、わらべうたなどを開催するなど、子どもが本に触れる機会を設けております。保健センターにおきましては、ブックスタートとして、4か月健診時に絵本を配布するとともに、その絵本を使った読み聞かせ体験を行っております。また、小中学校では、知識や視野を広げる、また、活字に触れる機会や文章を読み解く力を培うためなど、各学校ごとに目標を持って読書の時間を設けてございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 答弁ありがとうございます。アップル館、こちらは長年、岬町子どもの本連絡会の方たちが指定管理者になって管理いただいております。子ども読書活動推進に一生懸命取り組んで

いただいていることは十分認識しております。アップル館での活動だけでなく、学校や幼稚園、保育所を訪問して、おはなし会や絵本の読み聞かせ、わらべうたなどを行っていただいております。うちの子どもたちもいつも楽しみにしています。また、保健センターのブックスタート、こちらは多くの自治体で実施している事業であり、絵本を通して親子が触れ合う楽しいひとときをつくってくれるとてもすばらしいものです。私もブックスタートでいただいた「じゃあじゃあびりびり」とか「おつきさまこんばんは」といった絵本を子どもと一緒に何度も読みました。学校で設けられている図書の時間は、うちの子どもたちも授業で2番目に好きと言ってました。また、令和4年4月23日の子どもの読書の日に、青少年センターで実施された絵本の表紙が見えるようにたくさんの絵本を並べて、子どもたちに自由に絵本を楽しんでもらう取組、「えほんのひろば」こちらにも子どもと一緒に参加させていただき、楽しませていただきました。このように、岬町は子ども読書活動推進の取組をいろいろ頑張っていると認識しています。

そんな中で次にお伺いするのは、子どもたちの読書環境についてです。幼稚園、保育所、小学校、中学校、公民館、アップル館の過去5年間の図書購入数について回答をお願いいたします。なお、小学校、保育所については、淡輪、深日、多奈川、それぞれの小学校、保育所の購入数の回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

幼稚園につきましては、令和元年度18冊、令和2年度14冊、令和3年度15冊、令和4年度14冊、令和5年度16冊です。

淡輪小学校は、令和元年度411冊、令和2年度418冊、令和3年度395冊、令和4年度263冊、令和5年度418冊です。

深日小学校は、令和元年度166冊、令和2年度154冊、令和3年度156冊、令和4年度116冊、令和5年度197冊です。

多奈川小学校は、令和元年度157冊、令和2年度158冊、令和3年度199冊、令和4年度91冊、令和5年度152冊です。

中学校は、令和元年度362冊、令和2年度410冊、令和3年度390冊、令和4年度308冊、令和5年度377冊です。

淡輪公民館は、令和元年度182冊、令和2年度177冊、令和3年度191冊、令和4年度180冊、令和5年度167冊です。

アップル館は、令和元年度89冊、令和2年度142冊、令和3年度128冊、令和4年度1

19冊、令和5年度129冊です。

保育所及び子育て支援センターにつきましては、町予算での購入はなく、寄附を受けた本のみとなります。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 たくさん数字の回答ありがとうございます。また、子育て支援センターについて、質問のときに漏れていた、こちらについても回答ありがとうございます。

小学校、中学校、保育所の図書の状況について、次はお伺いしたいと思います。先ほど、過去5年間の図書の購入数について回答いただきましたが、学校図書については、文科省において、公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準として、平成5年に学校図書館図書標準を定めて以降、学校図書館図書整備等5か年計画を策定し、学校図書館図書標準の達成に向けて取り組んでおります。現在は、令和4年から令和8年までを対象期間として、第6次学校図書館図書整備等5か年計画に基づいて整備が進められており、図書の整備予算として、単年度199億円が地方交付税として財政措置されております。

しかし、文科省が全自治体に21年度の図書購入費の調査を行ったところ、予算の57%しか図書購入に使われていないということが判明しました。岬町の令和6年度当初予算では、図書購入費は小学校86万円、中学校66万円が計上されています。この予算額が適切かという点については、この場で言及することはしませんが、小学校、中学校の蔵書数についてお伺いしたいと思います。各小学校、中学校の蔵書数はどれくらいでしょうか。また、学校図書館図書標準を達成しておりますでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 谷地議員のご質問にお答えいたします。

各小中学校の増刷数です。令和6年7月31日現在で、淡輪小学校につきましては、1万672冊、深日小学校につきましては、9,354冊、多奈川小学校につきましては、7,202冊、岬中学校につきましては、2万3,554冊となっております。

学校図書館の図書の充実を図り、学校の教育課程の展開に寄与するとともに、児童生徒の健全な教養を育成するため、蔵書冊数の学校図書館図書標準が平成5年3月に制定されております。本町立小中学校については、全ての学校で図書標準を満たしております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいま答弁によると、各小学校、中学校の蔵書数ともに学校図書館図書標準を達成しているとの回答でした。

文科省が令和2年度に実施した学校図書館の現状に関する調査、こちらによると、学校図書館図書標準を達成している学校の割合は、小学校71.2%、中学校61.1%でした。令和7年度に次回の調査を実施する予定であり、その際には割合は増加していると思われますが、現時点で達成できているということは、子どもたちの読書環境というものがきちんと整備されているということであり、とても良いことだと思います。今後もしっかりと予算をつけていただき、子どもたちの読書環境の充実を図っていただくようお願いいたします。

次に、保育所の図書の状況についてお伺いいたします。先ほどの図書購入費についての答弁にて、保育所は町予算での購入はなく、寄附を受けた本のみとのことでしたが、寄附というのは、誰から、どのような形で、何冊受けているのでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長　しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長　ご質問にお答えさせていただきます。

保護者の方などから寄附していただいたもので、年度別には把握できておりませんが、過去5年間で、淡輪保育所では30冊程度、深日保育所では20冊程度、多奈川保育所では10冊程度寄附をいただいております。

○竹原伸晃議長　谷地泰平君。

○谷地泰平議員　ただいまの答弁によると、保護者からの寄附であり、過去5年間で淡輪保育所が30冊程度、深日保育所が20冊程度、多奈川保育所は10冊程度との回答でした。1年間に換算すると、淡輪保育所では6冊程度、深日保育所は4冊程度、多奈川保育所は2冊程度、しかも寄附による本しか新しい本が子どもたちの元に届かないということでした。あまりにも少な過ぎると思います。

国際子ども図書館が公表している国際子ども図書館の蔵書から見る児童書の出版状況によると、児童図書の出版数は年々増加傾向であり、2022年の絵本の出版数は2,000冊を超えています。ずっと同じ絵本に囲まれるよりも、定期的に新しい絵本が届いたほうが、子どもたちも絵本に興味を持ってくれるようになると思います。

保育所は幼稚園や学校と違って、図書購入費という予算は組まれていません。購入するとしたら、消耗品費から捻出することになります。しかし、過去5年間、1冊も購入されていないということは、恐らくもっと前から購入されていなかったのだと思います。絵本を1冊も購入できないということは、保育所に十分な予算が行き届いていないということではないでしょうか。絵本は大体1冊1,000円から2,000円ぐらいです。各保育所で毎年数十冊本の絵本を購入したとしても、それほど大きい金額にはなりません。各保育所で絵本を購入できるぐらいの予算を

つけてあげることにはできないのでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 しあわせ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 ご質問にお答えさせていただきます。

現在、保育所で保有する絵本等の図書につきましては、淡輪保育所では約800冊、深日保育所では約500冊、多奈川保育所では約800冊あり、この中には処分を考えている図書もあるかと思いますが、定期的に買い替えが何冊程度必要か、また寄附でいただく絵本の冊数も考慮して、財政部局と協議をしてまいりたいと思います。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 保育ニーズ、保育の低年齢化がどんどん高まっている中、保育環境の整備は、子どもたちの成長、学び、発達においてとても重要です。ぜひとも子どもたちがのびのび楽しく過ごし、保護者も安心して預けられる保育環境を整えられるよう、十分な予算をつけていただくようお願いいたします。

次に、公民館について伺いいたします。公民館における絵本の年間貸出冊数はどれくらいでしょうか。過去5年間について回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えします。

公民館などでの年間貸出冊数は、令和元年度423冊、令和2年度756冊、令和3年度850冊、令和4年度800冊、令和5年度1,003冊です。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、過去5年間はばらつきありますが、一番多くて令和5年度、1,003冊との回答でした。この令和5年度の1,003冊を基に逆算してみますが、例えば1人が一度に借りることができる冊数は5冊までであり、貸出期間は2週間ですので、コンスタントに2週間ごとに5冊借りすると、1年間の利用者数はおよそ8人です。また、実際に私も公民館で絵本を借りたことがあります。実はとてもびっくりしました。ほかの図書館だと予約待ちしなければ借りられない人気の絵本がたくさん残っていました。例えば工藤ノリコさんの「ノラネコぐんだん」、柴田ケイコさんの「パンどろぼう」など、グッズもたくさん販売されて、百貨店で原画展なども開催されるような大人気の絵本です。それがシリーズ全部借りられずに残っていました。しかも貸出し履歴を見ると、1年間に数回しか借りられていません。近隣の図書館だとあり得ない状況です。言い換えると、絵本が有効に利用されていないということです。

前の質問に戻りますが、保育所は本も購入できない。保護者から年間数冊の寄附がされている

状況です。新しい人気の絵本が公民館であまり借りられずに置かれているよりも、保育所の子どもたちに読んでもらったほうが、子どもたちも、絵本も喜ぶと思います。

そこでお伺いいたします。ほかの図書館では、幼稚園、保育所、学校、ボランティア団体などへの団体貸出しを行っており、個人貸出しよりも多くの冊数を長期間借りることができます。公民館では、このような団体貸出しを行っているのでしょうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えします。

公民館と幼稚園、保育所等といった団体間での貸出しは行っていないんですが、保育所の先生たちが公民館やアップル館へ借用に行き、借りた本を保育所等で活用してございます。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 ただいまの答弁によると、団体等の貸出しは行っておらず、保育所の先生たちが公民館やアップル館へ絵本を借りに来て、借りた本を保育所で活用しているとのことでした。

しかし、岬町は慢性的に保育士不足の状況であり、保育士の方々は日々の仕事も忙しい中、絵本を借りに行くのは大変ではないかと考えます。しかも、個人貸出しだと5冊までしか借りられないため、何度も借りたり、返してしなければなりません。そのため、公民館の絵本の有効活用、保育士の負担軽減のためにも、団体貸出しを行うべきではないでしょうか。

また、熊取町では、「絵本こぐま便」といった保育所などへ、図書館が選んだ絵本のセットを配達するサービスを行っています。このような絵本セットの配達サービスであれば、保育士の方が公民館やアップル館へ足を運ぶ必要もないですし、絵本を選ぶ手間も省けます。もちろん、自分で子どもたちに読んであげる絵本を選びたいという保育士の方もいらっしゃると思うので、そういった方は団体貸出しをして絵本を借りていただければと思います。

このように、団体貸出しや絵本セットの配達を行ってはどうか。回答をお願いいたします。

○竹原伸晃議長 教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 議員の質問にお答えいたします。

ほかの自治体で学校、保育所、幼稚園等の団体に向けた貸出しや絵本セットの配達を行っていることは存じていますが、蔵書数、特に1冊の本の所有冊数や貸出期間、貸出し手段など、行うに当たっての課題を整理する必要があると考えております。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君。

○谷地泰平議員 現在、まだない仕組みですので、いろいろ課題が多く存在していることは重々承

知しております。しかし、子どもの読書活動の推進に関する法律の基本理念にもあるとおり、読書活動は子どもが言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、想像力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことができないものです。そして、読書活動を推進するためには、幼少期から継続して、本が身近にある環境を整えてあげることが大切です。保育所の読書環境は決して十分に整っているとは言えません。

子どもの読書活動推進計画の策定、保育所の絵本購入費用の確保、公民館の団体貸出し、絵本セットの配達、いろいろ提案させていただきましたが、課題は多いかもしれませんが、決して不可能なものではないと思います。何よりも子どもたちの心と知識を豊かにし、健やかな成長を育むため、どちらの提案させていただいた内容についても、前向きに進めていただくよう強く要望し、私の質問を終わります。

以上で、私の一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○竹原伸晃議長 谷地泰平君の質問が終わりました。

次に、松尾 匡君。

○松尾 匡議員 松尾 匡でございます。

それではまず初めに、先の台風で被災された方々の全ての方々に心よりお見舞いを申し上げたいなと、このように思います。

岬町は特に被害が出ていないと聞いておりますけれども、今回のような台風、大きな台風や地震等で被災時に被害を最小に抑えて、そして速やかに復旧ができるように、今回は、今後起こるであろう有事に備えた確度の高い町行政の業務継続計画と住民への周知についてお伺いしたいなと思います。

南海トラフ地震臨時情報が8月15日まで発令されました。この平時にあらゆる被災時を想定して、一日でも早く町の復旧等が可能になるような町の事業継続計画、これを英語で言うと、ビジネスコンティニュイティプランということですが、訳してこれをBCPと言っておりますが、それがなされているのかどうか、また、それが想定外が起きにくいほど想定外をしっかりと想定されたものなのか、そして確度の高いものになっているのか、今日は検証したいなと思っております。

その前に、このBCP、事業継続計画、行政でいうと業務継続計画ということらしいですが、企業や地方自治体が自然災害、そして大災害、テロ攻撃などの緊急事態に遭遇した場合において、事業資産の損害を最小限にとどめつつ、中核となる事業の継続、あるいは早期復旧を可能とするために、平常時に行うべき行動や緊急時における事業継続のための方法とか手段などを

事前に取り決めておくという計画のことです。

緊急事態は突然発生してまいります。緊急時にはパニックなどが起き、想定外に対して柔軟に、そして速やかに対応できるとは到底思えません。なので適切な対応ができず、例えば再建団体に陥ったり、事業縮小など、深刻な事態を余儀なくされないためには、今のこの平常時からBCPを周到に準備しておき、緊急時に事業の継続、そして早期復旧を図ることが重要で、そういう目的のものであります。

そんなBCPですけれども、先日、私の提案でこの岬町議会でも作成を進めることになりました。議会として、これこそ岬町行政と両輪のごとく進めていかなければなりませんので、岬町議会BCPの素案ができた時点で、より確度を高めるべく、岬町のBCPとのすり合わせを、先日、寺田危機管理監にもお越しいただきまして、議会三役である議長と、私、副議長、そして監査委員、または各常任委員長と議会運営委員長も交えた7役で行ったところであります。そのBCPのすり合わせの中で課題として挙げたことがあります。一つは、この役場庁舎が震災等により倒壊してしまった場合、災害対策本部の代替施設の取決めに關してでございます。この岬町役場、この庁舎は、もう築年数が50年以上たっており、耐震性能がかなり低く、震災時は大変危険であると聞き及んでおります。ここで働く職員の皆さんをはじめ、日頃来庁される住民の皆さん、さらに、町の防災拠点としての機能強化も急務な中、本来なら一刻も早い役場庁舎の建て替えが必須で、それは10年以上前から庁舎の建て替えの必要性を議会で私も訴えてきましたし、その他多くの議員も訴えてきているところであります。

しかし、庁舎建て替えのための積立基金は、先日の多くの議員の質問でも明らかになっておりますし、様々な議員も指摘しておりますように、今、基金は非常に乏しく、またそれに加えて、私から見るとですけど、逼迫した非常に危機的な財政状況に加えて、どう考えても今の町政では庁舎建て替えは無理と言わざるを得ません。ではどうするのか。代替施設をほかに決めるしかありません。

町行政として、庁舎が使用不能となった場合、どこが代替施設となり得るのかお答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長　ただいまの質問に対し、理事者の答弁を求めます。

傍聴者の方、ちょっと座っている姿勢をもう一度見直していただきまして、傍聴のルールを守っていただければと思います。

それでは、理事者の答弁を求めます。

危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 松尾議員のご質問にお答えします。

まず、昨日の大阪880万人訓練に、皆様ご参加いただきまして大変ありがとうございます。

昨日のような想定された大災害が発生しないことを願うばかりですが、そればかりでは行政の継続は難しいかと考えておりますので、ふだんから防災計画を練っておるところでございますが、今回、ご質問いただきました内容につきまして、岬町地域防災計画におきましては、大規模災害時に岬町庁舎が被災し、庁舎内に災害対策本部を設置することが不可能な場合、災害対応を行う拠点機能の喪失、または著しい低下が懸念されることから、あらかじめ代替施設の確保に努めることとしており、施設管理者の了承の下で、第一位を岬消防署、第二位を岬中学校として定めております。

また、先ほどご紹介がありました、岬町業務継続計画、こちらにおきましては、主に事務作業を想定した業務継続のための代替庁舎といたしまして、第一を岬中学校、第二位を健康ふれあいセンターとして定めておるところでございます。

岬町業務継続計画での代替庁舎につきましては、本庁舎での業務を継続することを前提としたものであり、一定の面積が必要となっております。使用可能な部屋の範囲内で移転を必要とする部署のうち、優先順位を検討した上での移転実施を考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、災害対策本部としては、一位が岬消防署、二位が岬中学校と定めているということであります。また、業務継続のための代替庁舎は、一位が岬中学校、二位を健康ふれあいセンター、いわゆるピアツツァ5ですね。と定めているとありました。

ではもう少し具体的にお聞きしたいと思います。災害対策本部の代替施設一位である岬消防署ですけれども、実際に消防署長や消防署員と話し合いを重ねて、被災時を想定した岬消防署内での災害対策本部の場所の取決めや運営、また国や各種団体からの応援部隊や支援物資などの様々なマネジメントのシミュレーションをされているのでしょうか、お答えいただきたいと思います。

また同じように、災害対策本部の代替施設第二位の岬中学校や代替庁舎第二位の健康ふれあいセンターでも、例えば校長だったり、所長等とそんなシミュレーションをされているのかどうかお答えいただきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在、本町では、代替庁舎の施設管理者の方々とは施設利用についての包括的な了承を得ているところでございます。

今後、防災拠点となる機能維持や通常業務の継続などを想定した計画の具体的な案につきましては、今後の課題であると考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 私が今回一番伝えたいこと、それがここなんですよね。危機管理監からは、シミュレーションがまだできていないので、今後の課題であるというふうにおっしゃいました。

代替施設を卓上のみで決めるのではなくて、実際に被災したときに、あらゆることを想定しながら、その代替施設で災害対策本部や代替庁舎の運営が本当にできるのかどうかというのを、具体的にシミュレートしながら、各施設の方々と話し合いを重ねることが一番重要だと思うんですよね。それができていないと、ひょっとしたら、そもそもその施設は代替施設となり得ない可能性も十分あり得るわけです。代替施設となり得ない施設での各種運営は、町の復旧に大きく支障が出てまいります。

また、被災当日になるとパニックが起こることは必至で、事前に関係者間でシミュレートしなかった施設の運営は想定外の連続でしょうし、悲惨な状況が容易に頭に浮かんでまいります。

以前、何度か災害に備えた避難所運営マニュアルの整備の必要性やそれを基にした事前の定期的な訓練の実施などをこの一般質問で提案をさせていただいてきております。それ以降やっただいているとは思いますが、これと今回も私は同じと考えております。

今回、私がこの件を取り上げようと思ったのは、この耐震性能の低い役場庁舎で仕事をされている職員の皆さん用の頭を守るヘルメットが管理職以上しか、今、用意されていないことが明らかになったことも、私の中でおおいにあるんです。それがどういうことを連想させるのか。これは厳しい言い方になりますけれども、役場職員を守る想定すらされていないのかと私は感じたわけなんです。そして、役場職員の皆さんあつてのBCPです。町として、その意識や確度についても低いのではないかと私は感じてしまいます。こんなことでは到底住民を守ることはできないわけです。ましてや、震災時は危険と言われているこの役場庁舎において、イの一番に予算化すべきものと私は考えます。

これについては、先日、私が全職員分のヘルメットを早急に準備すべきと訴え、その後、来年度当初予算で予算化することを報告いただきましたけれども、南海トラフ地震臨時情報が発令されてしまった今では、対応が遅過ぎると言わざるを得ません。ヘルメットのこともこれは一例にすぎません。平時のときこそ、今こそ、事前に様々な被災地を想定して、その対応の想定と準備についてシミュレートしたことをしっかりBCPに落とし込むことができるかで、町の復旧度合いや速度が全然変わります。被災時、悲惨な状況とならないために、本当にその代替施設でそれ

それぞれの運営ができるのか、今のうちから事前により具体的にシミュレーションをしっかりとやっていただきたいと切に願っております。

また、災害対策本部と代替庁舎の二位まで定めているということですがけれども、全ての代替施設が倒壊等で使用できなくなる可能性があるわけですよね。もしその場合はどうするのでしょうか。行き当たりばったりで代替施設を決めるわけにはいきません。シミュレーションを得た上で、3位から5位ぐらいまでは決める必要があると私は思っていますけれども、いかがでしょうか、お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えいたします。

現在の計画で挙げております代替施設につきましては、公共施設の活用を念頭に選択しております。しかしながら、本町内で移転に適した公共施設の確保や民間施設の借用が困難なことから、移転を必要とする部局の人数や設備の規模によっては、複数の公共施設への分散移転や仮設事務所の導入も選択肢とする中で、第3位以降の代替施設の検討も行っていきたいと考えます。ですので、複数の公共施設といたしましては、町民体育館であるとか、たんのわ海浜会館、健康ふれあいセンターについても、改めて検討してまいりたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 あらゆる想定外を、今、この平時のときに想定して、その一つ一つについて、使えるのかどうか、そして対策方法を考えておくことがBCP本来の趣旨であります。第5位ぐらいまではシミュレーションをしっかりと決めていただきたいなと思います。

次に、町のBCPの課題の2つ目として出てきましたのが、災害用備蓄品についてでございます。災害用備蓄品の整備について、今後どのように取り組んでいくのか、お答えください。お願いします。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えいたします。

本町は原則といたしまして、令和2年9月に大阪府が策定しました「大規模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」、こちらに基づき、本町の備蓄計画を策定し、備蓄品の品目や量の確保に努めておりますが、新型コロナウイルス感染症への対策など、新たな課題が生じた際には、必要な物資を検討し、適宜対応しております。

また、今後の備蓄計画の見直しにつきましては、本年2月改定の岬町地域防災計画、こちらとともに、令和6年能登半島地震後に大阪府が本年6月に改定を行いました方針、こちら「大規

模災害時における救援物資に関する今後の備蓄方針について」でございます。こちらの方針も反映させた更新を予定しております。

これ以外にも、今回の更新におきましては、学校施設や保育施設等の備蓄品等につきましても、危機管理担当が総括して管理することなど、備蓄計画の見直しにつきましては、いつ起こるか分からないということを念頭に置いて検討を行ってまいります。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど、住民の皆さんのための備蓄について、大阪府が策定した方針に基づいて考えるということであります。それは大変必要でありますけれども、これについてもあらゆる被災時を想定して、町独自で、何が、どこで、どれだけ必要になるのか、一旦自分たちで考えるということが重要ではないでしょうか。その視点で考えたとき、必ず過不足が生じると私は考えます。また、何日も災害対策に当たる職員の皆さんの分はいかがでしょうか。この備蓄品についてはどうでしょうか。ヘルメットの支給と同様、職員の皆さんあつての町の災害対策です。ちゃんと想定されているのでしょうか。また、その備蓄品の格納の場所について、どのように考えているのかお聞かせいただきたいなと思います。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

先ほどご指摘いただきました職員用のヘルメットにつきましては、本来、災害対策本部の活動をする者に対しての支給を前提としておりましたので、ご指摘のように、全ての職員の数まで用意しておりませんでしたのは、改めて検討していきたい課題と考えております。

そして続きまして、国内で発生いたしました大規模災害の事例によりますと、発災直後の応急対策から災害復旧、復興対策に至るまで、長期間にわたる対応が必要と考えております。現在のところでは、被災者と職員を区別して確保している備蓄品等はございませんが、今後の備蓄方針の見直しにおきまして、前例の研究と併せ、また令和6年能登半島地震復旧支援に従事いたしました本町職員の意見も取り入れながら検討していきたいと考えております。

また、こちら備蓄品の配置、管理についてでございますが、本町におきましては、災害により生活必需品の確保が困難な被災者に対しまして、必要な物資を迅速かつ効率的に供給するため、危険の分散を図り、また速やかに物資等を輸送、提供するために、坊の山の備蓄倉庫、こちら以外に町内各小中学校にも備蓄品を配置するなど、分散備蓄の整備に努めるとともに、民間事業者との協定等を結び、こちらに物資の確保に取り組んでおります。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 被災者とを区別して確保している備蓄品はないということをおっしゃいましたけれども、そういうことで検討していきたいということですが、別に区別する必要はないと思うんです。ただ、先ほども管理監が言われたように、町が壊滅的な打撃を受けた際、災害復旧、復興対策が長期にわたる可能性もあるわけで、その間、職員の皆さんは、昼夜を問わず対応に当たっていただかないといけない可能性もあるわけです。ぜひ職員の皆さんと意見を交わし、そんな場合の想定もしていただき、災害対応に当たる職員の皆さんの必要な数量等の確保に努めていただきたいなと思います。

また、備蓄品の格納場所についても大変重要になってくると思います。ご答弁では、備蓄品の分散備蓄に努めるとありましたので、これについては、職員の皆さんの非常時の備蓄数量も鑑みて検討いただいたほうがいいかなと考えておりますので、併せて検討いただきたいなと思います。

岬町の災害用備蓄品について、自分事、我が事として私が提言したことを踏まえ、考え直していただき、住民の命と財産を守るために、何が、どこに、どのくらい必要になるのか、確度の高い計画にしていいただきたいことを願います。

最後に、住民向けの大規模災害への備えの注意喚起と、被災時を想定した避難対策などについてお伺いします。この件は、令和5年3月にも同様の一般質問をさせていただきましたけれども、岬町内は地域が広く、それぞれの地域で避難場所も異なり、また避難経路も住民それぞれによって異なってきます。一人でも逃げ遅れのないようにするために、町行政から各自主防災組織、または各自治区へ出向いて、例えば以前から私が提案している、日頃から地域事情をよく知る消防団の皆さんの協力を得ながら、各地域の方々一人一人に参加いただいて、地域が主体となって各地域に即した避難経路などを記した防災マップを作る働きかけをすることで、防災意識を高められるし、さらに、誰が、いつ、どこで、どう動くかなどを事前にしっかり決めておくことで、いざ災害が起きたときでも、迅速な自助や共助、公助ができるので、そんな住民に働きかける活動を始めてはという提案をさせていただいております。その回答としては、深日地区内の自治区の災害リスクに備えたコミュニティタイムラインの策定について支援をしているということをおっしゃいました。これは非常にいいと思っております。

また、災害時のための備えについても私は述べさせていただいておりまして、首相官邸のホームページにあるチェックリストを提示させていただき、事前に用意すべきものの一覧とか、用意できたらチェックができて、準備漏れのないようにできるような備えのチェックリストを作って、住民向けに配布したらどうかというふうなことも提案させていただきました。これに関しても、昨年3月に配布された岬町総合防災マップに記載されておりますので、一定の効果はあったので

はないかなと考えております。

今回の質問趣旨は、南海トラフ地震臨時情報の発令に伴い総合防災マップを配るだけにとどめるのではなくて、一人でも多く防災意識と行動を促すために、各地域ごとのコミュニティタイムライン、深日で作成されておりましたコミュニティタイムラインの策定や備蓄や防災に対する備えの意識を高める取組を、町行政から各自治区へプッシュ型にて順次進めていただきたいと思っております。防災は行政だけでは限界があります。協働のまちづくりを推進していくためにも、町行政が率先して地域に寄り添い、住民一人一人に働きかけていく必要があると私は感じております。

今後の大規模災害に備え、一人の犠牲者も出さないためにもぜひやっていただきたいと考えますが、いかがでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 危機管理監、寺田晃久君。

○寺田危機管理監 ただいまのご質問に回答させていただきます。

こちら実際に行っておりますような取組も併せてご紹介させていただきたいと考えております。住民の皆様を対象とした災害への注意喚起の一環としまして、令和5年3月の岬町総合防災マップや令和6年2月の岬町地域防災計画などの本町の防災への取組を、本年度のタウンミーティングの中でもご紹介させていただきました。

また、先日の南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）が発表された1週間につきましては、防災に関するお問合せがふだんよりも多く寄せられたことから、住民の皆様の防災に対する意識に変化が起こっていると感じております。

具体的なお問合せ内容といたしましては、ハザードマップの見方であるとか、ご自身の住居が津波の被害区域に含まれているのか、避難所はどこにあるのかなど、これまで防災にあまり関心がなかった方からのものと推測される内容がございました。なお、ご相談のあった件につきましては、来庁、電話にかかわらず、所在地を伺った上で、ご理解いただけるよう説明を行っております。

危機管理担当では、自治区や自主防災組織で開催される防災訓練に参加し、住民の皆様と接する機会が多々ございます。本年度では既に1件実施済みであり、この訓練では大規模災害時、特に地震発生を想定した避難訓練、令和6年能登半島地震における被災地の復旧支援に従事した職員の体験談の発表や家庭での備蓄の考え方をはじめ、災害に対するふだんからの備えの重要性につきまして意見交換などを行っております。

また、岬町総合防災マップをデジタル化して見ることのできる岬デジタルマップを本年3月よ

り運用を開始することで、より必要な情報を入手しやすくする環境を整備しております。

これ以外にも危機管理担当では、積極的に自治区へ出向く方針の下、本年中に自主防災組織等で開催される訓練3件への参加が既に決定しており、住民の皆様の防災意識の向上に資するよう取り組んでまいりたいと考えております。実際、今朝もその団体の代表の方がお越しになりまして、担当の者と打ち合わせしていたところでございます。

今後は、自主防災訓練を久しく実施されていない、または実施したことがないという自治区や自主防災組織に対する啓発や災害ごとの避難場所の周知などの働きかけ、また、令和4年度に深日地区で実施いたしました、先ほどもご紹介いただきました、自治区のタイムラインの作成の実績を基に、ほかの自治区等における作成支援の取組など、企画の当初から地区住民の代表である区長も交えて、これまで以上に地域に寄り添った防災活動を強化してまいりたいと考えておる次第でございます。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 引き続き防災活動の強化に努めていただきたいと思います、この質問は終わりたいと思います。

次に、今、この岬町で生まれ育つ子どもたちの環境、とりわけ幼児教育、保育、義務教育環境を中心にお伺いしたいと思います。

私が学び育った頃は、その時代背景があるものの、多くの学友に囲まれて育ちました。当時から各地区の小学校3校の在庫児童数に差はあれど、それでも児童数としては学校が成り立っていたように感じております。先に申し上げますが、私は今ここで学校はこうすべきと言うつもりはありません。ただ、岬町に住む住民全てが意識を向けて、真剣に考えていくべき重要な問題の一つとして、現状の確認と課題について解明したいと思います。

先ほど、学校が成り立っていたように感じると私は述べましたが、同じ学年でともに過ごす仲間が年々少なくなっている状況で、それでも子どもたちは義務教育で9年間、自らを成長させるための貴重な時間を過ごしております。たくさんの学友がいれば、もっと違う体験や経験ができたと感じる場合も多いと思います。

そんな中、その主役である今の子どもたちやその保護者の方々はどう思っているのか。当人たちの意見を聞く機会も設けているのかお聞かせください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

現在、学校では学校運営について、PTA役員会や保護者アンケートでご意見をいただいております。

ります。子どもからの意見につきましては、児童会や生徒会で子どもの意見を聞く機会を設けております。また、子育て支援課が実施している岬町子ども・子育てに関するアンケート調査の自由回答では、学校教育に関する意見もいただいているところであります。

当事者である子どもや保護者の意見を聞くことについては、今後、機会を増やし、教育の充実を図っていきたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 先ほど言われました、その岬町子ども・子育てに関するアンケート調査、このアンケートでありますけれども、少子化、学校の規模に関するご意見があります。これは町長や教育長は見られておりますか。町長も見られておりますか。その内容は見てないですか。

そしたら少し読ませていただきたいと思います。学校統合、幼稚園と保育所を統合して認定子ども園にするとして、人員や財源を集中させて有効活用することで、もっと教育環境の充実に進めてほしい。そうすることで現場の負担軽減を図ることができ、結果的に子どもの教育、保育環境の充実につながるといいますというのが1件。そして、これから少子化がますます進むと思われますが、小学校を統合して小中一貫で教育をしてもいいのではないかなと思います。そうしたほうが教育が充実するのではないかな。多奈川小学校だけ教育に力を入れている気がしてならない。3校を存続するなら、3校平等に教育をしてほしい。小学校は選択できないので不平等、これが1件。少人数の小学校は、知らないうちに子どもにかかるリスクが増え、子どもが悲鳴を上げています。少人数の全てが悪いわけではありませんが、少な過ぎます。地域ファースト、町長ファーストではなく、子どもファーストで考えると、何か動きが出るのではないのでしょうか。こういうアンケートの声がきちんと拾い上げられる町政であることを願います。保護者に小学校の在り方のアンケートを取る等、住民ファーストの動きをお待ちしております。これが1件。多奈川小学校は少人数で、先生方にも手厚く見ていただけてありがたいですが、狭い世界の中でしか過ごせていないことに不安もあります。学童で深日のお友達とも過ごさせてもらえることはいい機会だなと感じております。下の子が入学する頃にはもっと児童数も減るので、深日小学校と一緒になればと思います。これが1件。小規模の保育施設が点在しているので、ある程度の人数で同世代の子どもたちとたくさん関わり、幼児期に必要な経験をたくさんさせてもらえるといいなと思います。小学校の人数も少ないので。これが1件。子どもの数が少なく、小学校でクラス替えがないことに不安を感じます。合併などをして、人数がある程度いる小学校を望みます。これが1件。岬町の子どもはどんどん減っているなので、少ない保育や小学校での教育ではなく、一つにまとめて、大人数になるようにして、税金の使い道を考えて、無駄なく子どもたちに支援をしてほ

しい。一桁のクラスで、小学校、保育所、幼稚園を運営している意味が分からない。一つにまとめてバスで送迎をすればいい話である。新しい施設をひとつ作って魅力的なものにすればいい。そうすれば、手厚い保育や教育が受けられて、町民も満足度が上がる。というご意見がございす。

そして、全体的にですけれども、日々の学校生活へ経済的に何らかの支援を求める声が非常に多いことが目立ちます。参考に、今の3小学校をこのまま残し、継続してほしいという意見はございませんでした。

いかがでしょうか。こういった現役の声をしっかりと受け止めて、今後の町の学校規模や教育環境を考えようとされているでしょうか。日に日に状況は変わってまいります。松井次長がおっしゃったとおり、意見を聞く機会を増やし、実情の把握に努めていただきたいと切に願います。

その実情も、把握するのみではせっかくの意見が無駄になってしまいます。意見を聞くからには、それをしっかりと把握し、分析し、今後に生かすことで、初めて意見を聞いたと言えると思います。でなければ、それこそ聞くだけで終わってしまうことになります。子どもたちも、その保護者も、限られた時間の中で自身の実情を、自分たちの声を届けてくれているわけです。今の子どもたちにとって、よりよい環境を実現したいという思いを込めて、しっかりとアンケートなどに答えてくれているはずです。リアルな今の声をしっかりと受け止めていただきたいと思ひます。

そして、そんな子どもたちの未来のために、一生懸命子どもたちと向き合ってくださっている先生方についても伺いたいと思います。特に、担任を持たれている先生方は、日々子どもたちの心の声を聞いてらっしゃいますし、その保護者の方々とも話す機会が多くあり、先生方は、いわゆる現場の生の声であります。また、学校における働き方改革がうたわれ、誰もがその改革の名を聞いたことがある状況に至ってもなお、多くの市町の先生方の多忙な環境が続いている現状はよく世間でも取り上げられております。子どもたちが健やかに育っていくための環境を整えるためには、保育所、幼稚園、各学校の先生方の体制面が大きく影響が出るところというのは、誰もが感じていることでしょう。

そんな現場の最前線で、子どもたちとともに今の環境で働く教職員の方々の意見を聞く機会を設けているのか、お聞かせください。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えします。

学校では、校長先生が中心となって学校運営を行っております。職員会議や校長との個人面談

の中で、意見等があれば聞いております。その中で教育委員会に必要とされた場合は、校長から報告されております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 つまり、学校は校長の采配で運営されておりまして、また教職員からのダイレクトな声は、行政として受け取っていないというふうなことだと思います。

これは、教職員の方々からすると、とても厳しいことのように私は感じるんですね。端的に捉えると、学校のことは学校でやってくださいという姿勢にも聞こえるのではないのでしょうか。全ての角度から物事を見てこそ、真意がつかめると思います。学校という枠の中では、ある程度は校長先生などの采配は必要かと思います。しかし、岬町にある子どもたちのための環境、つまり、学校などで働く方々が安心して子どもたちと向き合えるようにするためにも、行政としてその仕組みをつくっていく土台になるよう、しっかりと意見を酌み取っていかなければならないのではないのでしょうか。それには町内学校で従事されている全ての先生方に対してアンケートを取ることが有効に思いますが、いかがでしょうか。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

教職員へ個人、個人の意見を聞くことはできませんが、専門的な意見が必要となった場合は、校長先生を通して聞きたいと考えております。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今回、なぜ先生方の意見を重要視して聞くべきだということのかなんですが、今、学校に通わせている、もしくは通わせる予定の一番大事な現役の声と、現場で働かれている教職員の皆さんの声というのは、今後、学校規模をどうしていくべきかの答え、そしてその裏づけと考えられるからであります。

この規模や在り方を最終的に決めるのは、教育委員会、そして教育長、そして町長ですね。今まで話を聞いて思うことは、行政内でどのように教育環境の現状を把握して、共有できているのか、そして問題等の解決に至っているのかということなんです。学校で起こっていること、子どもたちに直面している問題、それは全体的なことではなく、個人的なことであっても、時には、その子やともに過ごす子どもたちの一生に関わるとても重い事件につながることもあります。

これまで学校などの現場で起こっていることなどを町長や教育長、そして教育委員会は細やかに情報共有されているのでしょうか。また、どのように情報共有を行い、対応されているのか、お聞かせください。お願いします。

○竹原伸晃議長 教育長、古橋重和君。

○古橋教育長 お答えさせていただきます。

学校で起こってまいりますトラブル、また課題につきましては、学校、そして教育委員会事務局で共有いたしております。学校指導課、それと専門の方たちで対応しているというところでございます。

町長部局への情報共有につきましては、重大事案が出た場合について報告をいたしております。また、総合教育会議でも、町長と教育委員会と情報共有や意見交換などを行っているところでございます。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 今回の趣旨は、岬町の今後の学校規模の在り方ということ、事前のすり合わせから私は伝えております。教育長からは、重大案件が出たときにしか情報共有されていないということが明らかとなりました。

ここで、今の学校規模の在り方をぜひ見直すよう、町に働きかけてほしいと、現役の当事者の保護者の方より切実な声を聞いています。なぜそう訴えてきたのか。それは、ずっと同じ数人のクラスで過ごす義務教育期間は、すごく大変で、つらい経験を数え切れないことをしてきたからというものです。一度人間関係が崩れると、少人数があだとなり、子どもたちやその保護者に大きな精神的負担がかかり、そのたびに不登校をはじめ、様々なことが起こり、それを修復するために、先生方も、朝も夜も関係なく、四六時中、ただ子どもたちのためにという思いで大変な努力と苦労を毎日のようにしてこられたということです。

同様の内容が、先ほど私が披露した子ども・子育てに関するアンケートでもありました。少人数の小学校は、知らないうちに子どもにかかるリスクが増え、子どもが悲鳴を上げていますと、これは現場の先生からも同じ実例をお聞きし、こんなことになっていることを分かってほしいということで、私にお伝えくださいました。そのとき、ちょうど中口副町長もご一緒にお聞きされていたわけです。子どもたち、保護者、先生方のこの三者が、大変大きな精神的負担を強いられたという、これは一つの事例でありますけれども、この事例は大きな課題だと私は思っておりますけれども、中口副町長は、町長や教育長とこの報共有されておりますでしょうか。されましたか。

分かりました。やってないということですよね。こんな学校の在り方を考え直さないといけない大事な実話、教育長や町長はご存じですか。知っていますか。知ってる。教育長もちろん知っていますよね。

大きな政治判断をするときに一番必要なものは何でしょうか。当事者である住民の声、現場の声ではないのでしょうか。学校規模の在り方について、当事者の声や現場の先生方の声を特に今まで聞いてきたことがない。私からすると民意不在です。その中で、どうやって学校規模の在り方を政治判断できるのでしょうか、ということなんです。

町長や教育長、教育委員会は、3小学校を今のままでできるだけ継続していくという方針ですが、ではお聞きします。岬町は、少子化が急激に進む中で、もう近い将来、地域によっては、子どもが1人、もしくはゼロになる可能性がもう見えてきているわけです。そんな中でも、今の方針でずっと行くわけでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

先ほども答弁させていただきましたが、現時点におきましても、地域の活性化、地域の歴史、文化をしっかりと教え、ふるさとを思う気持ちを育むためにも、地域の人たちで子どもを守り、育てていくことが大切であるとの観点から、できる限り3校を維持していくという基本的な考え方に変わりはありません。

町としては、これから先、少子化が続く中において、どうしても学校としての機能を果たさないなど、保護者並びに学校、関係者、そして地域の皆様とよく相談していくと、以前にも答弁しているところでございます。

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 地域の活性化、地域の歴史、文化をしっかりと教え、ふるさとを思う気持ちを育むため、地域の人たちで子どもを守り、育てていくことが大切ということですが、これは以前、私も一般質問で、子育ての循環型まちづくりというのをお伝えしております。その内容で同じことを提案しておりますし、その考えは大賛成でございます。しかしそれは、3校を継続する理由にはならないんです。なぜなら、統合して、仮に1校したとしても、全く同じことを実践することができるからなんです。普通にできます。また、学校としての機能が果たせなくなってから、保護者や地域とよく相談していく、そんな動きで学校の在り方を決める、そんな政治、町政では、当事者目線からすると、既にもう手後れなんです。変えるとなつてからは、その先5年間、地域住民と行政とのやり取りがあつてやつと新しいものができるというものなんです。それで遅いわけです。その前に、近い未来、一クラス数人になるであろう、その当事者である子どもたちやその保護者である当事者の意見を聞かないのでしょうか。そもそも学校は、まず第一に誰のための施設と町はお考えでしょうか。私からすると、どう考えても当事者の意見を尊重してい

るようには見えないんです。第一に考えるのは、子どもや保護者などの当事者よりも地域でしょうか。どうなのでしょう。子どもや保護者である当事者も地域の一員です。であれば、ちゃんと当事者の意見も地域の意見として組み入れましょうよ。アンケートでも、地域ファースト、町長ファーストではなくて、子どもファーストでお願いしたいとあるわけですね。

また、日々の生活で、経済的に何らかの支援を求める声が非常に多いことですが、例えば、統合等をすれば財政に余裕が生まれ、新たな財源を捻出できます。私なら、その生まれた財源で子育て世代のニーズに沿う様々な支援策、特に私が披露した、子育てにおける経済的支援施策の財源として充てることを考えられるわけです。あと、地域の活性化についても、学校がなくなった地域は衰退してしまうとよく言われておりますけれども、私は今年2月に、有志議員5人で「香春思永館」という義務教育学校を運営する福岡県香春町へ視察に訪れました。4つの小学校と2つの中学校を統合して、令和3年4月に開校した9年制の義務教育学校です。9年間の教育課程において、香春町では、小学校、中学校相当と同じ1から6年生を前期、そして7から9年生を後期として学年段階を設定しております。全課程を一緒にの建物で学ぶ施設、一体型の学校であります。

さて、その香春町は、なくなった学校の地域は衰退しているのかということなんです。私からすると、いいえです。残された小学校跡をしっかりと活用する計画を進めておられます。1校は、イベントスペース、コミュニティスペースなど、地域住民活動拠点となり、地域住民がやりたいことを実現できたり、地域外の人たちと交流できたりする施設として生まれ変わろうとしております。また1校は、IT普及と地域の活性化の取組に実績のあるIT企業の誘致を進めて、地域コミュニティを形成する場としての機能を有するとともに、やりがいのある仕事づくりの拠点施設を目指しておられます。また1校は、民間保育所、子育て支援センター、ファミリーサポートセンターなどがある複合施設を目指し、地域住民と一緒に、出産から18歳までの子育て世代を支援する場の創設を目指されております。

いかがでしょうか。学校がなくなった地域は衰退してしまうということは、事例を見る限り、当てはまらないと私は考えております。厳しいことを言いますが、私からすると、何も動かないから地域が衰退していると言えます。どうでしょう。ここ10年間、学校の在り方で大きな動き、大きな議論もしていませんよね。その結果が今であると思われま。

今の時代、政治でも事業でも、現状維持は衰退だと言われております。地域を守るためには、現場の声を聞き、あらゆる方策を考えて、新たなことにチャレンジしていくほかありません。今のまま3校を今後も継続するという決断は、今の町政が歩んできた人口推移や地域の現状、また

財政状況を見れば、既に一番ニーズに合っていないもので、人口増加が見込めない今では、循環できない、持続可能性がないものと、私から言わざるを得ません。ほかの方策を真剣に模索し、議論していくべきではないでしょうか。お答えください。

○竹原伸晃議長 教育次長、松井文代君。

○松井教育次長 松尾議員のご質問にお答えいたします。

今後の教育環境の在り方につきましては、特認校制度も含め、今、教育委員会におきまして議論をしているところでございます。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 松尾議員の質問にお答えするというよりも、ただいまの教育次長の質問に対して、ちょっと行政としての考え方だけを述べさせていただきたい。

まず一点目は、行政は学校教育等に政治的介入をすることがあまり好ましくない。この一つをまずご理解していただきたい。そのために学校の校長ほか、教育委員会等でいろんな議論をしていただいております。特に行政に関わる建物、または子どもたちの教育環境に対する問題等であれば、これは教育長並びに教育委員会とも総合教育会議等で議論しております。ですから、何にも町政は学校に対していろんな情報の共有、またはそういった今後の在り方について検討していないというふうに、私には聞こえてくるんですけれども、そうではありません。

やはり子どものことについては、保護者の皆さん、また学校については校長以下、先生の皆さん、そして教育委員会、地域の皆さん、そういった方々に携わっていただいて、子どもの成長、また子どものそういった教育を身につけていっていただいているということを私は理解しているつもりです。

今の岬町に置かれてる立場で、今、松尾議員がおっしゃってるのをずっと聞いてましたけども、冒頭に統廃合の問題を言ってるんじゃないとおっしゃってますけども、それが間違えだったら間違いと言ってください。聞いてると、統廃合したほうが良いというふうに話が聞こえてきます。それは確かに、統廃合することは行政としてはメリットはあると思います。つまり、行政のあらゆる事業経費が安くすることができて、大変効率的にやっていけるというものがあると思います。

しかしよく考えていただきたいのは、先ほどの谷地議員の質問の中にありました、子どもを真ん中にして考えていこう、これからの子育てはそうであるべきだというのは全くそのとおりであります。そうすると、やはり子どもを真ん中に考えるには、やっぱり地域というものが大事であります。その地域の方々の力を借りて、そして保護者の皆さんと関係者の皆さんと一緒に学校を守っていく、学校教育をしていくということが一番。そういったことで、私は、今、教育

委員会は一生懸命この問題に取り組んでると思うんですよ。何でもかと言うと、少子化がどんどん、これは全国的で、岬町だけが少子化になっているわけじゃないんですよ。全国的に少子化が進む中で、保護者の皆さんの声が大きいんですよ。先生の声が小さいんですよ。そういう時代。我々の時代はそうでなかった。保護者の方は学校の先生の言うことをよく聞けと、こう言われて育った。私はその1人ですけども。時代が大きく今変わってきてます。教育方針も変わってきてます。

そんな中で、松尾議員の言われることは全部正しい、そのとおりだと思います。しかし、そこに持っていくには、あらゆるいろんな問題を共有しながら、そして議論をしながらやっていかないと、左から右にすぐに物事が動くかって、そうはいかないということを申し上げておきたいというふうに思います。

○竹原伸晃議長 12時を回りましたが、会議を続けたいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 松尾 匡君。

○松尾 匡議員 町長のおっしゃることはそのとおりで、その前段の話で、私はその先を今言っているわけで、要は、ちゃんと当事者の意見を尊重してくださいということなんです。1回は子ども・子育てのアンケートを取られていました。でも先生の意見を聞いていないというのを町長がおっしゃっている。それをまず取りましょうよ。取る、そして当事者の声を聞く、その答え合わせをした上でおのずと答えは出てくるはずなんです。それができていないから、今日私はお伝えをしているわけです。やっていきましょうよ。教育委員会もやっていないとは別に私は一言も言ってます。これからやっていただきたいから私は強く言っているわけで、やっていただきたい。それで答えを出していただきたい。

当事者のための最適な答えを出していただきたいことを願いまして、一般質問を終わりたいと思います。

○竹原伸晃議長 松尾匡くんの質問が終わりました。

お諮りします。

暫時休憩したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 暫時休憩することに決定しました。

暫時休憩いたします。再開は13時00分からいたします。

(午後 0時01分 休憩)

(午後 1時00分 再開)

○竹原伸晃議長 休憩前に引き続き、会議を始めます。

○竹原伸晃議長 日程第2、議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第2、議案第62号、令和6年度岬町一般会計補正予算（第4次）についてをご説明いたします。

先日、内閣府が発表いたしました今年4月から6月期の国内総生産（GDP）の速報値によりますと、物価変動の影響を除いた実質成長率は年率換算で3.1%の増加となり、2四半期ぶりのプラス成長となっております。大手自動車メーカーの認証不正問題で、停滞していた自動車の生産や出荷が再開し、GDPの半分以上を占める個人消費が5四半期ぶりのプラス転換となり、設備投資もプラスになるなど内需がGDPを押し上げました。

しかし、今後の先行きにつきましては、食料品などの生活必需品の値上げにより、家庭の節約傾向は根強いと見られており、個人消費の回復ペースが下押しされる懸念があります。

このような動向は、本町におきましても相当の影響が及ぶと考えられることから、今後とも、地域経済の動向には注視してまいります。

本町におきましても、財政状況は依然として厳しい状況にあることから、今般の補正予算につきましては、支出しなければならない経費や緊急性の高い経費を中心に編成いたしております。

それでは、議案書の1ページをご参照願います。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,381万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億118万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず、歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、8ページから11ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

国庫支出金といたしまして、1,198万2,000円を計上いたしております。内容といたしましては、過年度の精算に伴い障害者自立支援給付費負担金（精算分）158万円を、本年12月支給分からの児童手当の拡充に伴うシステム改修等の財源として子ども・子育て支援事業費補助金（児童手当制度改正円滑化事業）を子育て支援課分と町長公室担当分と合わせて1,04

0万2,000円を、それぞれ計上いたしております。

繰入金といたしまして、本補正予算編成に必要な財源といたしまして財政調整基金繰入金1,459万5,000円を計上いたしております。

繰越金といたしまして、令和5年度決算の確定に伴い、前年度繰越金459万7,000円を計上いたしております。

諸収入といたしまして、204万3,000円を計上いたしております。内容といたしましては、消防団員4名の退職に伴う消防団員退職報償金137万5,000円を、国や大阪府からの受託事業費の決定に伴い、海釣り公園道の駅受託事業収入（大阪府受託事業）26万円を、道の駅「みさき」受託事業収入（国受託事業）40万8,000円を、それぞれ計上いたしております。

町債につきましては、二の宿農道改修工事に充当するための農業施設整備事業債60万円を計上いたしております。

次に、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

3ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、12ページ以降に記載しておりますので、併せてご参照願います。

総務費といたしまして、129万5,000円を計上いたしております。内容といたしましては、本年12月支給分からの児童手当の拡充に伴う人事給与システム改修委託料49万5,000円を、自治区での防犯活動を支援するための防犯カメラ設置補助金80万円を、それぞれ計上いたしております。

民生費といたしまして、1,643万9,000円を計上いたしております。内容といたしましては、過年度の精算に伴い、子ども・子育て支援交付金国庫返還金ほか6つの返還金を合わせてまして653万2,000円を、本年12月支給分からの児童手当の拡充に伴う児童手当システム改修委託料887万4,000円とそのほかの事務費も合わせまして、児童措置費として990万7,000円を計上いたしております。

衛生費といたしまして、1,268万7,000円を計上いたしております。内容といたしましては、いずれも過年度の精算に伴い、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業費国庫補助金返還金324万円を、新型コロナウイルスワクチン接種対策費国庫負担金返還金944万7,000円をそれぞれ計上いたしております。

農林水産業費といたしまして、多奈川佐瀬川地区にある二の宿農道について、通行の安全性を確保するための改修工事65万1,000円を計上いたしております。

商工費といたしまして、63万4,000円を計上いたしております。内容といたしましては、国や大阪府からの受託事業費の決定に伴い、道の駅みさき情報提供施設等維持管理委託料37万4,000円を、海釣り公園道の駅管理委託料26万円をそれぞれ計上いたしております。

土木費といたしまして、町道法面崩落に伴う安全対策費用負担に係る損害賠償請求訴訟の提起に伴う弁護士委託料26万4,000円を計上いたしております。

消防費といたしまして、消防団員4名の退職に伴う報償金145万7,000円を計上いたしております。

教育費といたしまして、スポーツ広場体育館の空調機についての修繕料39万円を計上いたしております。

続いて、4ページをご参照願います。「第2表 地方債補正」をご覧ください。

農業施設整備事業に係る起債限度額を新たに追加するものでございます。なお、起債の方法、利率、償還の方法につきましては、ご覧のとおりとなっております。

以上が補正予算の概要となっております。なお、本件は総務文教・厚生・事業の各常任委員会へ付託の予定と伺っております。

よろしく審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託の予定であります。その前に、大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和6年度岬町一般会計補正予算(第4次)については、会議規則第39条第1項の規定により総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第3、議案第63号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）についてを議題とします。

本件について、提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第3、議案第63号、令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算（第2次）につきましてご説明いたします。

本補正予算につきましては、令和6年度社会保障・税番号制度システム整備事業と実施要綱に基づくマイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等事業の実施に伴う経費について編成をしております。

それでは議案書の1ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ246万1,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ23億8,379万7,000円とするものでございます。

歳入予算の概要についてご説明いたします。

議案書の2ページをご覧ください。なお、詳細につきましては、7ページから8ページに記載しておりますので、併せてご覧ください。

国庫支出金、国庫補助金として246万1,000円を増額計上いたしております。内容としては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴うシステム改修等事業の実施に伴う国庫補助金でございます。

続きまして、歳出予算の概要についてご説明いたします。

議案書は3ページを、詳細につきましては、9ページから10ページを併せてご覧ください。

総務費、総務管理費につきまして246万1,000円を増額計上いたしております。内容としては、マイナンバーカードと健康保険証の一体化に伴い、システム改修を行う必要があるため、国保システム改修委託料としまして246万1,000円を増額計上するものです。

以上が補正予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和6年度岬町国民健康保険特別会計補正予算(第2次)については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第4、議案第64号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

幸せ創造部長、松井清幸君。

○松井しあわせ創造部長 日程第4、議案第64号、令和6年度岬町介護保険特別会計補正予算(第1次)についてご説明いたします。

本補正予算は、前年度の介護給付費等の確定に伴う国、府及び支払い基金の負担金の精算に伴う返還金及び前年度の剰余金の処理について編成いたしております。

それでは議案書の1ページをお開きください。

歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,703万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ21億7,579万6,000円とするものでございます。

2ページをご参照願います。「第1表 歳入歳出予算補正」をご覧ください。

まず歳入予算の概要につきましてご説明いたします。なお、詳細につきましては、7ページ、8ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

繰越金、前年度繰越金7,703万5,000円を計上いたしております。

続きまして、歳出予算の概要につきましてご説明いたします。

議案書の３ページをご参照願います。なお、詳細につきましては、９ページ、１０ページに記載しておりますので、併せてご参照願います。

諸支出金、償還金及び還付加算金としまして２，３３０万７，０００円を計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費及び地域支援事業費の確定に伴い、国・府支払基金に対する精算返還金でございます。

続きまして、基金積立金としまして５，３７２万８，０００円を増額計上いたしております。内容といたしましては、前年度の介護給付費の確定に伴い、その剰余金を基金に積み立てるものでございます。

以上が予算の概要でございます。

本件につきましては、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については厚生委員会に委託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和６年度岬町介護保険特別会計補正予算（第１次）については、会議規則第３９条第１項規定により、厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、本件については厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第５、議案第６５号、令和６年度岬町下水道事業会計補正予算（第１次）に

ついてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 日程第5、議案第65号、令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第1次）についてご説明いたします。

今回の補正予算につきましては、第9号マンホールポンプ、第2号のポンプの老朽化による故障が発生し、その更新費用の予算不足の解消並びに更新費用の財源確保のため、業務の予定量、資本的収入及び支出、企業債の補正を行うとともに、特例的収入及び支出の確定に伴い、それぞれの金額を改めるものです。

予算書の1ページをご参照願います。

第2条では、令和6年度岬町下水道事業会計予算第2条に定めた業務の予定量を補正するものです。内容としましては、ポンプの更新費用が発生したため、（3）主な建設改良事業、イ、管路建設費を5,590万3,000円から5,830万3,000円に240万円増額補正するものでございます。

第3条では、予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を補正するものです。内容としましては、資本的収入は、ポンプの更新を行うために財源を確保する必要があり、その方法として企業債を発行する予定です。それに伴い、第1款資本的収入、第1項企業債を2億4,170万円から2億4,410万円に240万円増額補正するものでございます。

資本的支出では、ポンプの更新費用が発生することにより、建設改良費を増額する必要があり、第1款資本的支出、第1項建設改良費を7,762万4,000円から8,002万4,000円に240万円増額補正するものでございます。

第4条では、特例的収入及び支出になります。第4条の2中、2,275万6,000円及び5,358万5,000円を3,408万6,000円及び9,453万6,000円に改めるものでございます。

特例的収入及び支出は、地方公営企業法の財務規定等を適用する際に、前年度以前に確定した債権や債務で、前年度までに収入や支出に至らなかったものを整理するものでございます。

第5条では、予算第5条に定めた起債の限度額を補正するものでございます。内容としましては、下水道事業の既決限度額2,930万円に120万円を増額し、限度額を3,050万円に改め、下水道事業（過疎対策）の既決限度額2,900万円に120万円を増額し、3,020万円に改めるものでございます。

以上が令和6年度岬町下水道事業会計補正予算（第1次）の概要でございます。

なお、令和6年度から企業会計移行に伴い補正予算説明書を添付しております。補正予算書の資本的収入及び支出は、将来の経営活動に備えるための支出やその財源となる収入です。

キャッシュ・フロー計算書は、資金、キャッシュの出入り（フロー）を、業務活動、投資活動、財務諸表の3つの企業活動の原因別に区分して示した財務諸表です。

貸借対照表は、地方公営企業法に基づく下水道事業の資産、負債、純資産を示すものです。セグメントごとの営業収益等は、公共下水道事業、漁業集落排水事業ごとに算出された営業収益のことです。

本件につきましては、事業委員会に付託されると聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員、どうぞ。

○中原 晶議員 質疑でもないんですけど、私もあんまり口うるさいことは言いたくないんですが、この議案書、2回差し替えられてます。それも私ら議員のところへ2回目が届くのがぎりぎりでした。だからやっぱりそれは、ご説明いただくときに、これは奥田さんのことだけではないんです。お互いの礼儀の問題として、わびろとまでは言いませんけれども、それも差し替えが2回あったから、どっちがどっちやとか思って、私、ややこしくなったんです。だから、やっぱりそういうところについては、お互いに礼を尽くす態度には気をつけたいと思っておりますので、そのことをちょっとどこかで言いたかったんです。何か一言しゃべる前に何か言いやるのかなと思ったけど、特にそういうこともなかったんで、だけどこれはやっぱり言うておかないといけなかなと思って、あんまり口うるさいことは言いたくないんですが、お互いにそういうことは気をつけて接したいなというふうに思っております。

質問じゃないんですけど。遅れたら、職員の方から何かこういう事態になった理由についてはちゃんと聞きましたので、何でこんなことになってるのって、やっぱり職員さんが足りないのか

聞いたんです。そしたら、企業会計に変わったからちょっと不慣れな部分があったという事情を聴きましたので、だけどやっぱりちょっと一言言わせておいてもらわなあかなということでした。ここでしゃべっていいものかどうか分かりませんが、発言させていただいて、ありがとうございます。

○竹原伸晃議長 町長、田代 堯君。

○田代町長 中原議員のご指摘について、おわびを申し上げます。

この件については、担当者にも厳しく指導をして、こういうことのないようにということを注意しておりますので、今回についてはご理解していただきたいというふうに思います。

皆様、大変ご迷惑をかけて申し訳ございません。

○竹原伸晃議長 他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております令和6年度岬町下水道事業会計補正予算(第1次)については、会議規則第39条第1項の規定により、事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第6、議案第66号、訴えの提起についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

都市整備部理事、小坂雅彦君。

○小坂都市整備部理事 日程第6、議案第66号、訴えの提起についてをご説明いたします。

提案理由としましては、被告は、E-ONE株式会社の唯一の取締役として、E-ONE株式会社が所有する本件土地の適正な管理を行う義務を有しているにもかかわらず、本町の再三の指導を放置し、本件土地の管理を全く行わずに土砂崩れが発生しました。

被告には取締役として、任務懈怠についての悪意、重過失が存することが明らかであることから、本町は会社法の規定に基づき、損害賠償金等の支払いを求める訴えを提起したく、地方自治法第96条第1項第12号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

なお、議案内容を説明させていただく前に、訴えの提起に至った経過と事件の背景をご説明さ

させていただきます。

参考資料の1ページをご覧ください。

訴えの提起に至った経過としましては、平成30年7月、淡輪1063番地の1（以下、本件土地という）から落石が発生しました。同年11月、のり面が崩れかけており、所有者であるE－ONE株式会社（以下、E－ONEという）にのり面の適正管理の指導助言のため通知書を送付しました。その後、のり面の崩落が起きるまで、計4回通知書を送付しております。令和2年7月、本件土地の一部ののり面が崩落したため、本町にて土砂撤去及び大型土のう設置等の応急復旧工事を実施しました。令和3年3月、落石防護柵設置工事を実施しました。のり面が崩れてからも、のり面の適正管理を指導する通知書を何度も送付していましたが、E－ONEは指導に従いませんでした。そのため、令和4年3月、訴えの提起に係る議会の議決をいただき、大阪地方裁判所岸和田支部に損害賠償請求訴訟を提起しました。令和6年1月、判決言渡しがあり、町の全面勝訴となりました。

判決内容を主文としましては、1、被告は原告に対し400万4,880円及びこれに対する令和3年11月29日から支払い済みまで年3分の割合による金員を支払い、2、訴訟費用は被告の負担とする。3、この判決は1項に限り仮に執行することのできる判決でした。

その後、賠償金を回収するため、令和6年4月、弁護士より督促文書を送付しました。令和6年5月、弁護士より、E－ONEの銀行口座情報を調査しましたが、預金はございませんでした。令和6年7月、弁護士より再度の督促文書を送付し、内容として、賠償金が支払われないときは代表取締役を提訴する可能性があることを記載しました。しかし、E－ONEから賠償金は支払われませんでした。

続きまして、事件の背景としましては、E－ONEは平成24年頃から法人として活動しておらず、また、被告はE－ONEの唯一の取締役であります。E－ONEが所有する本件土地に対し、平成30年以降、本町はE－ONEに適正な管理を繰り返し求めてきたにもかかわらず、これを放置して本件土地の管理を全く行わず、令和2年7月15日に土砂崩れが発生しました。本町は道路管理者としてE－ONEに代わり、町道を安全に通行ができるよう必要な安全対策工事を行うとともに、本町はE－ONEに対し、不法行為に基づく損害賠償請求訴訟を行い、令和6年1月18日に勝訴判決を得て、本町が損害賠償請求権400万4,880円を有しました。その後、再三の支払い督促にもかかわらず、E－ONEからは損害賠償金の支払いが一切行われておりません。

こうした中、E－ONEの唯一の取締役である被告は、本件土地の適正な管理を行う義務を有

しているにもかかわらず、義務を果たさずに、本町の指導を放置し、本件土地の管理を全く行わずに土砂崩れが発生したのであるから、被告には取締役として、任務懈怠についての悪意、重過失があることは明らかであります。

よって、本町は被告に対し、会社法第429条第1項に基づき400万4,880円及びこれに係る遅延損害金の支払いを求めるものです。

続きまして、2ページをご覧ください。

場所は淡輪19区になります。航空写真の点線で囲った箇所がE-ONEの所有地で、四角く実線で囲っている箇所がのり面が崩落して対策を行った箇所になります。

対策を行った内容についてですが、崩れた箇所は落石防護柵を設置し、その前後は大型土のうを設置して、通行の安全を図っております。

それでは、議案書をご覧ください。

1、当事者として原告は岬町、被告は議案書に記載のとおりです。

2、事件名は、損害賠償請求事件。

3、請求の趣旨ですが、（1）被告に対し金400万4,880円の支払いを求める。（2）被告に対し、上記（1）に対する令和6年7月3日から支払い済みまで年3%の割合による遅延損害金の支払いを求める。（3）被告に対し訴訟費用の負担を求めるとするものでございます。

4、訴訟遂行の方針ですが、（1）弁護士を訴訟代理人と定める。（2）第一審または第二審の判決の結果、必要があると認めた場合は上訴するものとするものでございます。

なお、本件は事業委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

（「なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております訴えの提起については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第7、議案第67号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第7、議案第67号、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約に関する協議についてにつきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の施行に伴い、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する必要があるため、大阪府後期高齢者医療広域連合を組織する地方公共団体と協議することについて、地方自治法第291条の11の規定に基づき議会の議決を求めるものでございます。

それでは、規約の変更内容案についてご説明をさせていただきます。

議案処理面及び新旧対照表をご覧ください。

本規約の変更につきましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の附則第1条第2号に掲げる規定の施行期日が令和6年12月2日と定められ、現行の被保険者証が同日以降、発行しなくなることに伴い、本規約において使用している被保険者証等の文言を改正し、加えて、所要の文言を整理する必要が生じたことによるものでございます。

今回の変更内容といたしまして、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の別表第1、10被保険者証及び被保険者資格証明書を資格確認書等に改め、別表第2の備考中及び外国人登録原票を削ります。なお、附則におきまして、施行期日を令和6年12月2日と定めます。

以上が規約案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部変更する規約に関する協議について、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第8、議案第68号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 日程第8、議案第68号、大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議についてご説明いたします。

提案理由といたしましては、地方自治法第286条第1項の規定により、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市にかかる水道事業の経営に関する事務を追加することに伴い、大阪広域水道企業団規約の一部を変更する必要があるため、大阪広域水道企業団を組織する地方公共団体と協議することについて、同法第290条の規定に基づき議会の議決を求めるものです。

概要といたしましては、大阪広域水道企業団の共同処理する事務に岸和田市、八尾市、富田林

市、柏原市及び高石市に係る水道事業の経営に関する事務を追加するため、規約の一部変更に関する協議を行うものでございます。

それでは議案書の裏面及び新旧対照表を併せてご覧ください。

大阪広域水道企業団規約（平成22年11月2日大阪府知事許可）の一部を次のように変更するものでございます。

別表第2中、藤井寺市の前に、岸和田市、八尾市、富田林市、柏原市及び高石市を加えるものでございます。

附則としまして、この規約は平成7年4月1日から施行するものでございます。

本件につきましては、事業委員会の付託の予定と聞き及んでおります。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

中原議員。

○中原 晶議員 私は事業委員会に所属しておりませんので、幾つか聞きたいことがあります。ただ委員会の審査前なので一応気は使ってるんですけど、自分が委員会で聞けないので、聞かせてもらいたいと思います。

今回の提案の理由で、5つの市が広域水道企業団に加わるという提案なわけですね。それでこの5つの市の議会の態度についてお聞きしておきたい。恐らくそれぞれの議会で可決されたと思うんですけど、その詳細を聞きたくて、全会一致だったのか、一部でも反対の議員さんがおられたのか、また反対の議員がおられたら、その理由等についてご存じでしたら聞きしておきたいなと思います。これが1点目です。

それから、この5つ以外にはほかの自治体も候補に挙がっていたのと思うんですけど、それは今回は見送られたということだったのか、その辺りの事情もお聞きしたいということが2つ目です。

それから最後ですが、広域化することによるメリットということで、岬町としても加わってい

るわけですが、例えば大阪市とか堺市、東大阪、要は人口規模が大きくて、水量、使用量も多いと、そういったところが入らない企業団は、やっぱりメリットが薄くなるのと違うのかなと思うんですけど、意味がないとまでは言いませんけど、その辺りについてどういうふうにお考えか聞いておきたいと思います。お願いします。

○竹原伸晃議長 下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 まず1点目のご質問にお答えさせていただきます。

企業団のほうから聞き及んでおりますのが、令和6年7月3日付で5団体、全ての議会で可決されましたということで聞き及んでおります。

2点目のご質問なんですけども、まず令和5年1月30日になるんですが、市長会議で7団体の統合案が取りまとめられました。その7団体というのが、岸和田市、八尾市、富田林市、和泉市、柏原市、高石市、東大阪市でございます。その後になるんですが、令和5年3月に和泉市が令和6年4月の統合に向けた検討協議を締結しないとの意思表示がなされました。その後になるんですが、令和6年3月になるんですけれども、東大阪市から覚書に基づく検討協議を継続しないこととの意思表示がなされました。それにつきまして、現在段階で5団体となっております。

3点目のご質問なんですけども、大阪市等が入らない理由ということなんですけども、一応、企業団から聞き及んでおりますのが、もともとは大阪府域1水道という形で進んでおるんですけれども、なかなか大阪市さん等のおっしゃるとおりに、大阪市さんとか堺市さんのほうが企業団に参画していただけないということで聞き及んでおります。詳細の内容につきましては、ちょっと分からないところでございます。

○竹原伸晃議長 よろしいですか。

他に質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の一部を変更する規約に関する協議については、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第9、議案第69号、岬町国民健康保険条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

しあわせ創造部理事、松本啓子君。

○松本しあわせ創造部理事 日程第9、議案第69号、岬町国民健康保険条例の一部改正につきましてご説明いたします。

提案理由といたしましては、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律が施行されることに伴い、本条例に所要の改正を行うものでございます。

それでは条例案についてご説明をさせていただきます。

議案書裏面及び新旧対照表をご覧ください。

本条例改正につきましては、令和5年に公布された番号法等一部改正法により、令和6年12月2日から被保険者証が廃止されることに伴うものでございます。今回の改正内容といたしまして、第28条につきましては、資格喪失によると届出と保険証の返還に関する規定である第9項を、滞納している世帯に対して保険証の返還を求める規定である第5項に改め、次に、被保険者証の廃止により、国民健康保険法第127条第1項から被保険者証の返還に応じない者の規定が削られることから、または同条第3項の規定により、被保険者証の返還を求められて、これに応じない場合を、または虚偽の届出をした場合に改めます。

なお、附則におきまして、施行期日を令和6年12月2日と定めており、この条例の施行の日以前にした行為及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律の一部の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令第9条の規定により、なお従前の例によることとされる場合におけるこの条例の施行の日以後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例によるものとします。

以上が条例案の概要でございます。

本件は、厚生委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、議決賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、厚生委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町国民健康保険条例の一部改正については、会議規則第39条第1項の規定により厚生委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、厚生委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第10、議案第70号、岬町空家等対策協議会条例の一部改正についてを議題とします。

本件について提案理由の説明を求めます。

企画政策推進監、寺田武司君。

○寺田企画政策推進監 日程第10、議案第70号、岬町空家等対策協議会条例の一部改正についてご説明いたします。

提案理由は、空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、本条例の一部を改正するものでございます。

それでは、議案書の裏面、新旧対照表を併せてご参照ください。

改正内容は、法律の引用条項の条ずれに伴い、岬町空家等対策協議会条例の一部を次のように改正するものです。第1条中、第7条を第8条に改める。第2条中、第6条を第7条に改める。

附則、この条例は公布の日から施行することとしております。

本件につきましては、事業委員会の付託の予定と聞いております。よろしくご審議の上、議決賜りますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 これをもって提案理由の説明を終わります。

本件については、事業委員会に付託の予定であります、その前に大綱的質疑を受けたいと思

います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております岬町空家等対策協議会条例の一部改正について、会議規則第39条第1項の規定により事業委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本件については、事業委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 日程第11、認定第1号令和5年度岬町一般会計決算の認定についてから日程第19、認定第9号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって、日程第11、認定第1号令和5年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第19、認定第9号令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件は、一括議題とすることに決定しました。

これより令和5年度成果報告・決算に関する説明を求めます。

成果報告について、町長、田代 堯君。

○田代町長 ただいま議長のお許しを得ましたので、令和5年度成果報告・決算に関する説明を行わせていただきます。

なお、説明は要点を絞り、簡略化させていただきますので、ご理解賜りますようよろしくお願いいたします。

また併せて、日程第11、認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第19、認定第9号令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてを地方自治法第233条第3項に基づき、議会の認定をいただきたく一括提案申し上げます。

なお、令和5年度各会計の決算書及び関係資料並びに岬町監査委員から提出されました決算審査意見書は、あらかじめ配付しておりますとおりでございます。

さて、国の経済は緩やかな回復を続けている一方で、エネルギー、食料品価格等の長引く高騰により、国民生活や企業活動に多大なる影響を及ぼしております。このような状況において、本町では、住民の皆様、事業者の皆様を支援し、少しでもご負担を軽減できるよう、町独自の支援策に取り組んでまいりました。

これまで国の支援策の対象とならなかった現役世代、いわゆる働く世代には5,000円分の商品券を配布し、家計への支援や消費喚起を目的として、およそ4,800万円規模の支援事業を実施いたしました。

町内の小中学校の給食費については、令和5年4月から9月までの上半期は50%の減額を行い、10月以降の下半期は、令和4年度同様に無償化することで、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図りました。また、就学援助及び支援教育の対象家庭に対し、教育費として1人当たり一律5万円を支給し、経済的な負担のさらなる軽減を図ってまいりました。

さらに、町内事業者に対しては、5万円の給付を2回行い、合計10万円を給付いたしました。加えて、町の福祉サービスを担う福祉関係事業者には、1事業者につき15万円の給付を行いました。

このように、長引く物価高騰等の影響により厳しい生活環境に置かれている住民の皆様を支援することを最優先に考え、限られた財源の中で最大限の効果を得られる施策に努めてまいりました。

これらにより、町内外からの多くの皆様からは、岬町は暮らしやすいまち、子育てがしやすいまちと好評をいただいております。本町としましては、この現状に満足することなく、令和5年度においても、引き続き町の将来を担う子どもたちの明るい未来のため、妊娠、出産、子育て、教育を通じて、子育て世帯の皆様の悩みに寄り添い、できる限りの支援策の充実に努めてまいりました。

妊婦・乳幼児保健施策としましては、出産・子育て応援交付金事業を実施し、給付金による経済的支援や伴走型相談支援による全ての妊婦、子育て世帯の悩みに寄り添い、安心して出産、子育てができる体制づくりに努めてまいりました。また妊婦に対しては、多胎妊婦への受診券の追

加交付に加えて、低所得世帯の女性に対しては、初回産科受診料助成を開始し、妊娠期を安心して過ごせるよう制度を充実いたしました。さらに、0歳から2歳児の第1子課税世帯の保育料について、利用者負担額を半額とし、子育て世帯の経済的な負担の軽減を図ってまいりました。

教育相談事業としましては、就学前からきめ細やかな相談を実施するため、小中学校及び幼稚園に、引き続きスクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーを配置するとともに、いじめ、不登校など、学校現場で生じる問題に対応するため、教育の専門知識を持った弁護士との相談体制を構築することで、学校での様々な事案への対応及び未然防止に努めてまいりました。また、総合教育会議において、教育の政治的中立性を確保しつつ、教育を取り巻く環境や課題について率直な意見交換を行い共通認識を深めるなど、教育部局との連携を図ってまいりました。

このように、令和5年度は厳しい環境に置かれている皆様の生活支援の取組と併せて、まちの将来への投資を継続してまいりました。

令和5年度決算の概要としましては、一般会計の歳入決算額は約84億6,200万円。歳出決算額は約83億7,900万円となっております。歳入歳出決算額の差引きおよそ8,300万円から、翌年度への繰越財源の200万円を差し引いた結果、実質収支はおよそ8,100万円の黒字とすることができました。

また、令和5年度の普通会計決算における実質収支につきましては約8,100万円の黒字、単年度収支におきましても約400万円の黒字となり、引き続き黒字決算を確保することができました。

一方、主な財政指標につきまして、財政構造の弾力性を表す経常収支比率は、普通地方交付税の増加等で、前年度から0.3ポイント改善し、94.6%となり、一方で実質的な公債費の負担の度合いを表す実質公債費比率は、地方債の元利償還金等の基準財政需要額算入額の減少等で、前年度から0.5ポイント悪化し、11.6%となりました。

また、町債残高につきましては、令和5年度末には72億8,400万円となり、令和4年度末の約75億8,600万円から、およそ3億200万円の減少となっております。

財政調整基金をはじめとする一般会計所管の基金残高につきましては、令和5年度末には8億7,300万円となり、令和4年度末の約10億7,200万円から約1億9,900万円の減少となっております。

このように、新型コロナウイルス感染症による影響や長引くエネルギー、食料品価格の高騰等に伴う財政負担により、本町の財政は依然として厳しい状況にありますが、そのような中でも、皆様の生活をしっかりと守る施策を優先させ、また将来を見据えたまちづくりを進めてまいりま

した。

私が平成21年10月に町長に就任したときには、住民の皆様には0.3%の固定資産税の超過課税のご負担をお願いしている状況にありました。その後、様々な行財政改革に取り組むことで、段階的に固定資産税の超過課税率の引下げを行い、令和3年度には、超過課税率を完全撤廃することができました。しかしながら、本町の財政状況は、全国的な人口減少、少子高齢化の進行、老朽化している公共施設の維持管理等を考えると、いまだ脆弱でございます。

私をはじめ、特別職につきましては、まず自らが行財政改革の姿勢を示すため、給与・退職金の一部カットを行っております。給与につきましては、平成21年12月分から、おおむね15%カットを実施し、これまでの削減額は、私、町長分としまして、累計で約3,050万円、副町長2名と教育長分としまして、累計約6,760万円、合計で約9,810万円となっております。また、退職金につきましては、おおむね50%から20%のカットを実施し、これまでの削減額は累計で、私、町長分は約2,440万円、副町長2名と教育長分が約780万円、合計約3,220万円となり、給与、退職金の一部カットとして、合わせて約1億3,030万円の削減額となっております。

今後につきましても、私は行財政改革の取組を後退させることなく、さらなる行財政改革を推進する必要があると考えております。そのため、私は先頭に立って行財政改革に取り組んでまいる所存でございます。

住民の皆様、議会の皆様、そして職員の皆様におかれましては、何とぞご協力、ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

続いて、昨年度に実施いたしました施策の概要について、令和5年第1回岬町議会定例会で表明しました町政運営方針に基づき、第5次岬町総合計画の6つのまちづくりの目標に沿って説明申し上げます。

まず、「誰もが健やかにいきいきと暮らせるまち」でございます。

新型コロナウイルス感染症対策としましては、関係機関と協力しワクチン接種を実施し、3月末で臨時接種を終了いたしました。

国民健康保険事業では、大阪府後期高齢者医療広域連合からの受託事業として、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施事業を継続することで、医療と介護の側面だけではなく、生活習慣病予防についても取り組んでまいりました。さらに、従前からの課題でありました糖尿病性腎症の重症化予防事業の取組につきましても、町内医療機関の協力の下、実施いたしました。

地域福祉の推進に当たりましては、「心つながり ふれあう みさき」を基本理念に、子ども

の意見を聴取して、大人も子どもも地域の中で共に生き、学び合い、育ち合う福祉共育を引き続き基本として、第4次地域福祉計画・地域福祉活動計画を策定いたしました。

高齢福祉、介護保険施策としましては、地域包括ケアシステムを推進し、全ての人が世代や分野を超えて支え合い、一人一人が生きがいを持ち、安心して暮らし続けられる地域共生社会の実現に取り組むため、岬町地域包括ケア計画（高齢者保健福祉計画）・第9期介護保険事業計画を策定いたしました。

介護予防事業、生きがいづくりにつきましては、令和5年度から新たに障害者手帳の交付を受けておらず、難聴等により補聴器の必要性がある低所得者を対象として、補聴器購入に係る費用の一部助成を実施することで、高齢者の自立支援や重度化防止を推進してまいりました。

がん検診等施策としましては、啓発強化並びに各種検診の精度の向上に努めてまいりました。また、医療用ウィッグ（かつら）等の購入費用の一部を助成することで、がん患者の生活の質向上に取り組んでまいりました。

子育て支援施策としましては、令和5年度からゼロから2歳の課税世帯第1子の保育料の半額軽減を実施するとともに、教育保育施設を利用していない満1歳から3歳未満の児童については、子育て支援センターの一時預かり事業での無料クーポンを配布し、保護者の育児不安及び負担の軽減に取り組みました。さらに、学童保育室には無線LANを設置し、GIGAスクール端末等でインターネットに接続することにより、学習しやすい環境づくりに努めてまいりました。あわせて、電子申請フォームによる保護者からの欠席連絡等を受ける体制を構築するなど、利便性の向上にも努めてまいりました。

次に、「あらゆる世代の人が豊かな心を育むまち」でございます。

GIGAスクール構想の推進につきましては、ICT支援員の拡充を行うとともに、教育用ソフトを活用した効果的な授業支援を行ってまいりました。また、岡山県美咲町などの他府県の学校とウェブ会議システムを活用したオンライン交流を実施いたしました。

文化芸術育成事業としましては、小学校にアーティストを派遣して授業を行い、子どもたちの創造性を育み、心豊かに成長していくための学校アートプログラムを深日小学校5年生を対象に実施いたしました。また、障害者理解教育を推進するために取り組んでいる車椅子ダンス公演は、各小学校の6年生を対象に、保護者や地域の方も招待し実施することができました。

保護者や地域住民等が学校運営に参画する学校運営協議会につきましては、令和4年度に設置した多奈川小学校に続き、令和5年度は、淡輪小学校、深日小学校にも設置し、地域の力を学校運営に生かす、地域とともにある学校づくりの推進に努めてまいりました。

深日小学校につきましては、教室の照明器具をLEDに改修し、教育環境の向上に努めてまいりました。

岬中学校では、体育の授業等の熱中症対策及び災害時における避難所環境の向上を図るため、災害バルク等の導入補助補助金を活用し、体育館への空調機を整備いたしました。なお、本事業の実施により、小中学校及び町民体育館の空調設備が完了いたしました。

スクールバスの安全対策としましては、令和4年9月に静岡県牧之原市において、認定こども園の送迎用バスに置き去りにされた子どもが亡くなるという、大変痛ましい事案が発生したことを受け、淡輪幼稚園送迎バス及びスクールバスに安全装置を設置し、置き去り防止に努めてまいりました。

本町の国指定重要文化財である興善寺の仏像3体の修復については、事業計画に基づき、引き続き支援を行い、仏像を保管する興善寺本堂の防災設備強化のための修繕事業については、新たに2か年の事業計画により支援してまいりました。

公民館・図書館等整備事業につきましては、庁内での検討委員会と、学識経験者や住民等を構成員とした検討委員会を設置し、基本的な考え方をまとめた基本構想を策定いたしました。

文化施設等の改修事業としましては、文化センターの利用者が快適に利用できるよう、トイレのバリアフリー化や洋式化を行いました。また、岬町青少年センターでは、体育室と執務室の改修を行いました。

岬の歴史館につきましては、トイレの洋式化を行い、利用者が快適に使用できるように努めてまいりました。

次に、「新たな活力と魅力があふれるまち」でございます。

農林業施策としましては、森林環境譲与税を活用して、町内全体の森林を調査し状況の把握を行い、森林整備の取組の指針となる、岬町森林整備実施方針を策定いたしました。

漁業振興につきましては、大阪府等の関係機関と連携し、町内にある各漁港の環境整備事業の推進及び漁業振興に努めるとともに、浜の活力再生プランなどを活用した漁場の活性化について支援してまいりました。

地域産業の振興としましては、岬町商工会、深日漁業協同組合の共催で開催される深日漁港ふれあいフェスタへの支援を継続し、地域経済の活性化に努めてまいりました。なお、令和6年度に開催予定の深日漁港ふれあいフェスタは、瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議会のイベントプランコンテストの優秀賞を受賞することができました。

観光振興につきましては、岬町観光協会や観光ボランティア協会、民間事業者との官民連携に

より、観光庁等の補助事業を活用し、インバウンド向けの観光資源の発掘及びガイド案内文の作成や観光ガイド育成講座を開催するなど、受入れ環境の整備にも取り組んでまいりました。

広域的な観光振興としましては、一般社団法人K I X泉州ツーリズムビューローと連携し、国の補助金を活用して、日本遺産”葛城修験”始まりの地を巡る広域周遊型商品創出事業に取り組むなど、泉州地域での観光戦略の強化に努めてまいりました。また、瀬戸内・海の道ネットワーク推進協議会、大阪観光局などの関係機関と協働し、サイクルツーリズム事業をはじめとする広域的な観光振興事業のさらなる推進、及び観光プロモーションに取り組んでまいりました。

企業誘致につきましては、関西電力多奈川発電所跡地へ進出したニューレジストン株式会社の操業支援に取り組むとともに、関西電力、大阪府と連携して、発電所跡地への新たな事業者の企業誘致の取組を進めてまいりました。また、多奈川地区多目的公園に誘致した株式会社コーヨークリエイトの工場増設に向けた支援を行ってまいりました。

次に、「豊かな自然の中で安心して暮らせるまち」でございます。

災害時の避難支援としましては、避難行動要支援者名簿の登録更新に継続して取り組んでまいりました。加えて、自治区や自主防災組織単位での個別避難計画の策定を促進するとともに、民生委員・児童委員協議会などの避難支援等関係者との継続的な支援体制の充実に努めてまいりました。

防災力の強化としましては、住民の生命及び財産を災害から保護し、防災行政の強力な推進を図るため、岬町地域防災計画について、国、大阪府の防災計画との整合を図るとともに、大阪府北部地震や熊本地震など、近年の大規模災害の教訓等を反映させた改訂を行いました。また、今後いつ発生してもおかしくない南海トラフ巨大地震などの大規模な災害への備えとしまして、本町が土砂災害により陸路が寸断され、陸の孤島となった場合を想定し、船舶を使った海路からの円滑な救助活動や被災者の生活支援を行う「命のみなとネットワーク」形成事業に参加し、災害時支援物資海上輸送訓練を近畿地方整備局や大阪港湾局、兵庫県洲本市との共同で実施いたしました。

グリーントランスフォーメーション（DX）の推進としましては、安全・安心で持続可能なまちづくりの推進のため、環境性能に特に優れた電気自動車及び燃料電池自動車を購入した場合に要した費用の一部を補助いたしました。また、本町においても電気自動車2台を公用車として導入し、脱炭素社会の推進に努めてまいりました。

ごみ理施設につきましては、当初稼働から37年、基幹改造から23年が経過し、各設備の経年劣化が著しい状況であることから、長寿命化計画を策定し、ごみ処理施設の延命化を図ってま

いました。

次に、「安全で快適な住み心地のいいまち」でございます。

第二阪和国道につきましては、平常時、災害時を問わず、地域の安全・安心を確保するために、国及び大阪府に対し、早期の複線化を要望してまいりました。

道路施策としましては、平成28年度に着手した町道西畑線の池谷集落区間のバイパス事業が完成し、道が狭い集落内の交通の円滑化を図り安全性を高めるとともに、災害緊急時の防災力の向上を図ってまいりました。池谷から佐瀬川集落区間においては、測量及び予備設計を実施いたしました。また、舗装の長寿命化と維持管理コストの削減を目的とした舗装修繕計画を作成し、町道の舗装修繕を実施いたしました。

都市公園であるみさき公園につきましては、令和2年3月末、南海電気鉄道によるみさき公園運営事業撤退以降、本町はみさき公園を都市公園として存続し、集客とにぎわいの中核拠点として再生できるよう、民間の資金やノウハウを最大限に活かしたPFI事業として公募し、令和4年9月に事業契約を締結いたしました。その後、令和5年2月にPFI事業者は岬町議会や住民からの意見内容などを踏まえ、現行の公園計画の一部を変更したい旨の申出があったため、令和5年度は、学識経験者へ意見聴取するとともに、庁内会議での検討、岬町議会や自治区長に対する説明会における意見聴取等を経て、令和6年1月に公園計画の変更及び事業日程の変更を承諾いたしました。今後も引き続き、PFI事業者との間で、本事業の円滑な推進に向けた必要な協議を進めてまいります。

いきいきパークみさきにつきましては、公園内の多奈川ビオトープにおいて、おおさか生物多様性パートナー協定に基づく自然観察会を開催し、新しい里山空間づくりを行い、民間の取組等によって生物多様性の保全が図られる区域として、環境省の自然共生サイトに認定されました。

深日港の活性化としましては、10回目の節目となる深日港フェスティバルを開催し、7,000人以上の方々にご来場いただくなど、深日港のにぎわいづくりに努めてまいりました。また、深日港と洲本港を結ぶ旅客船の運航事業につきましては、内閣府から地域再生計画の認定を受け、春から秋にかけて、旅客船の実証運航を実施し、令和5年度の1日当たりの乗船者数は過去最高となるなど、航路再生への期待が高まっております。今後も関係機関と連携し、みなとオアシスみさきを起点に、大阪湾南回りルートを周遊する広域観光の推進と災害時の活用を目的とした航路再生の取組に努めてまいります。

公共下水道につきましては、当初、兵庫、門前、向出南、向出北地区の一部を整備する事業計画は、役場前の南海電鉄多奈川線軌道敷を推進工法で污水管を埋設し流域下水道に接続する計画

でしたが、池谷向出連絡線の新設に伴い、役場前ではなく、池谷向出連絡線に污水管を埋設することで事業が早期に実現できるよう、事業計画の変更を行い、令和3年度より兵庫地区の下水道工事に着手し、令和5年度は向出南地区の工事を実施いたしました。

小島地区漁業集落排水事業では、引き続き排水処理施設への接続を促進し、地域の活性化並びに環境保全による地場産業の育成に努めてまいりました。

町営住宅につきましては、岬町営住宅長寿命化計画に基づき、多奈川小田平住宅の1号棟から15号棟までの改修工事を実施するとともに、次年度の工事実施に向けて、多奈川平野北住宅の1号棟から15号棟までの改修設計業務を実施いたしました。

ひとり親世帯への支援としましては、岬町住宅マスタープランに基づき、ひとり親世帯の低所得世帯に対する家賃の低廉化補助事業に着手いたしました。

次に、「すべての人が輝くまちづくりを進めるまち」でございます。

官民連携の取組につきましては、官民連携事業研究所と締結した公民連携促進に関する連携協定書等に基づき、淡輪小学校において最先端の映像分析ツールを活用し、体育授業等において、生徒自らが課題発見から課題解決まで行う探究学習の実証実験を実施するなど、行政が抱える課題解決、住民サービスの向上、地域活性化に民間事業者等のノウハウ、アイデアを活用してまいりました。

地方創生事業の推進に当たりましては、ふるさと納税の取組を推進し、返礼品を増やす取組を行うなど、「岬ゆめ・みらい基金」の確保に努めてまいりました。

結婚新生活支援事業については、国の制度で実施される補助に対し、町単独で補助金の上乗せを行うことで、幅広い年齢層の支援の充実に努めてまいりました。加えて、町単独事業として、婚姻された方々に対し、結婚祝い金支給事業や出産祝い金事業を実施するとともに、奨学金の返還を行っている方々に対し、奨学金返還支援事業を実施いたしました。

人権施策につきましては、全ての人々の人権が尊重される社会と差別のない明るく住みよいまちの実現に向けた人権啓発や人権教育、人権相談事業を積極的に推進してまいりました。また、令和5年3月に制定した岬町犯罪被害者等支援条例による犯罪被害者への支援を円滑に進めるため、大阪府泉南警察署と犯罪被害者等に関する情報提供等に関する協定を締結し、犯罪被害者支援に向けた取組を推進してまいりました。

多文化共生の推進につきましては、大学等との連携協定に基づき、留学生との交流事業を通じて、国際感覚豊かな人材育成、地域の国際化を推進いたしました。また、本町在住の高校生が短期間の海外留学を行った際の金銭的な支援として、グローバル人材育成支援制度を継続いたしま

した。

国が進めるデジタル田園都市国家構想の取組については、住民票等のコンビニ交付サービスやいつでもどこでも本町の地図情報が収集できる公開型・統合型地理情報システム「みさきデジタルマップ」の構築、ホームページのチャットボットの導入を実施いたしました。また、令和6年度のデジタル田園都市国家構想交付金事業として、書かない窓口、コミュニティバスのキャッシュレス決済、統合型校務支援システムの申請を行い、採択を受けました。さらに文書管理、電子決裁システムについては、令和5年度にシステムを構築し、令和6年度から稼働しております。また、国においてデジタル田園都市国家構想総合戦略が新たに策定されたことに伴い、本町でもこれまで進めてきた地方創生の取組をさらに発展させるとともに、デジタルを活用した地方創生の取組を積極的に位置づけるため、第2期「岬町まち・ひと・しごと創生総合戦略」を改訂し、「岬デジタル田園都市構想総合戦略を策定いたしました。

広域連携の取組につきましては、令和5年12月1日、国土交通省が進める地域インフラ群再生マネジメントモデル地域に泉州地域が選定され、道路、下水道、公園の分野において、自治体の枠を超えて、技術や知見の共有を図る群マネの導入に向けた取組を進めてまいりました。

大阪・関西万博の機運醸成の取組としましては、「万博の桜2025」実行委員会の寄附を受け、いきいきパークみさきに40本の桜を植樹いたしました。また、万博首長連合による地域の魅力活性プロジェクトの「万博弁当」に美咲のサーモン及びブルーベリーが選定され、地域の特産品のPRに努めてまいりました。

以上が令和5年度における主要施策の成果の概要でございます。これらの成果は、議員各位並びに住民の皆様方の多大なるご支援・ご協力によるものと改めて深く感謝申し上げます。今後も住民の皆様、議会の皆様、産学官の関係者の皆様と連携し、町民の皆様の町に対する誇りをさらに醸成できるよう町政運営に取り組んでまいりますので、皆様のなお一層のご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、各会計の収支状況につきましては、副町長の中口から説明させていただきますので、よろしくお願いいたします。長時間ご清聴を賜り、誠にありがとうございました。

○竹原伸晃議長 田代町長より成果報告が終わりました。

次に、決算に関する説明について。

副町長、中口守可君。

○中口副町長 それでは私のほうからは、各会計の全般的な決算の概要についてご説明いたします。

先ほどの町長からの「令和5年度成果報告」と同様に要点を絞った説明とし、簡略化させてい

ただきたく存じます。重ねてご理解賜りますようお願い申し上げます。

決算書とともに送付いたしております「令和5年度決算説明資料」の1ページをご覧ください。

まず、会計別決算の状況でございます。一般会計につきましては、歳入決算額84億6,198万7,000円、歳出決算額83億7,896万5,000円となっており、翌年度に繰越すべき財源242万5,000円を差し引くと、実質収支は8,059万7,000円の黒字決算となっております。

国民健康保険特別会計などの特別会計の合計につきましては、歳入決算額55億1,703万7,000円、歳出決算額53億9,925万1,000円となっており、実質収支は1億1,778万6,000円の黒字決算となっております。

次に、2ページをご覧ください。

普通会計財政収支の状況でございます。令和5年度の普通会計決算は、歳入総額84億5,738万1,000円、歳出総額83億7,435万9,000円となっており、翌年度に繰り越すべき財源242万5,000円を差し引くと、実質収支は8,059万7,000円の黒字決算となっております。

次に、普通会計決算の歳入・歳出の特徴につきましてご説明いたします。

令和5年度決算は、引き続き黒字を確保することができました。

まず、歳入決算におきましては、地方交付税が増加するとともに、寄附金につきましても、ふるさと納税である岬ゆめ・みらい寄附金が返礼品を拡充したことなどにより大きく増加いたしました。また、繰入金につきましては、財政調整基金繰入金が減少した一方、ふるさと納税の増加に伴い、岬ゆめ・みらい基金繰入金や公共施設整備基金繰入金が増加いたしました。その結果、歳入全体では令和4年度から2億5,692万5,000円、率にして3.1%の増加となりました。

次に、歳出決算につきましては、国民健康保険特別会計繰出金などの減少により繰出金が減少した一方で、扶助費が国の支援措置による物価高騰重点支援交付金の増加等により大幅に増加するとともに、積立金についても、ふるさと納税である岬ゆめ・みらい寄附金が増加したことなどにより増加いたしました。その結果、歳出全体では令和4年度から2億9,623万4,000円、率にして3.7%の増加となりました。また、令和5年度の翌年度に繰越すべき財源は242万5,000円であり、令和4年度から4,322万1,000円減少したことから、実質収支は令和4年度から増加いたしております。

続いて、3ページをご覧ください。

財政構造の弾力性を示す指標の一つである経常収支比率は、対前年度0.3ポイント減少の94.6%となっております。

次に、地方債現在高につきましては、普通会計における令和5年度末現在高は、72億8,437万4,000円となっております、令和4年度から3億171万9,000円減少いたしております。これに、特別会計を加えた令和5年度末現在高は103億2,005万4,000円となっております、令和4年度から4億7,422万2,000円減少いたしております。

続きまして、基金につきましては一般会計所管の令和5年度末現在高は、8億7,338万1,000円となっております、令和4年度から1億9,843万3,000円減少いたしております。これに、特別会計所管の基金を加えた令和5年度末現在高は13億8,584万9,000円となっております、令和4年度から2億2,122万6,000円減少いたしております。

なお、健全化判断比率等につきましては、この後の議案において報告させていただきますので、この場では省略させていただきます。

最後に、4ページをご覧ください。

地方消費税交付金のうち、社会保障財源化分に係る令和5年度歳入決算額は1億9,674万円となっております。一方、社会保障施策経費全体の令和5年度歳出決算額は28億9,752万7,000円となっております。

以上のように普通会計の決算におきましては、本年度も前年度に引き続き黒字を確保することができましたが、本町の財政を取り巻く環境は、引き続き厳しい状況にあることには変わりありません。こうした環境下におきましても、今後も自律できる行財政運営を目指し、より一層の行財政改革を積極的に推進することで、総合計画の実現に向け取り組んでまいりたいと考えております。

以上が、令和5年度の各会計の決算概要でございます。

説明は以上でございます。なお、本件は総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託の予定と伺っております。よろしくご審議の上、認定いただけますようお願い申し上げます。

○竹原伸晃議長 副町長、中口守可君の説明が終わりました。

ただいま説明のありました決算の認定に係る9議案については、総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託の予定ですが、その前に大綱的質疑を受けたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

これより大綱的質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 なしと認めます。

これで大綱的質疑を終わります。

ただいま議題となっております日程第11、認定第1号、令和5年度岬町一般会計決算の認定についてから、日程第19、認定第9号、令和5年度岬町多奈川財産区特別会計決算の認定についてまでの9件については、会議規則第39条第1項の規定により、総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって本9件については、総務文教・厚生・事業の各常任委員会に付託することに決定しました。

○竹原伸晃議長 お諮りします。日程第20、報告第3号、令和5年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第22、報告第5号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題としたいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 異議なしと認めます。

よって日程第20、報告第3号、令和5年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第22、報告第5号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件を一括議題とすることに決定しました。

日程第20、報告第3号についての報告を求めます。

財政改革部長、内山弘幸君。

○内山財政改革部長 日程第20、報告第3号、令和5年度岬町健全化判断比率の報告についてご説明いたします。

本件は地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

令和5年度決算における各指標の比率ですが、まず一般会計等を対象とした実質赤字の標準財

政規模に対する割合である実質赤字比率につきましては、赤字が発生していないことから生じておりません。

次に、連結実質赤字比率は、全会計を対象とした実質赤字の標準財政規模に対する割合を言いますが、これにつきましても赤字が発生していないことから生じておりません。

続きまして、実質公債費比率は一般会計等が負担する元利償還金及び準元利償還金の標準財政規模に対する割合を言います。令和5年度におきましては実質公債費比率は11.6%となっており、前年度の11.1%から0.5ポイント増加いたしました。

最後に、将来負担比率につきましては、一般会計等の将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模に対する割合を言います。令和5年度につきましては107.0%となっており、前年度の105.8%から1.2ポイント増加いたしました。

主な要因といたしましては、普通地方交付税が増加し地方債現在高が減少した一方で、基準財政需要額に算入された公債費が減少したことなどによりまして、前年度から僅かに悪化する結果となりました。

各指標の早期健全化基準につきましては、括弧書きにより示させていただいております。監査委員から付された審査意見書におきましては、「各比率とも早期健全化基準を下回っているものの、今後とも引き続き健全な財政運営に努められたい」とされております。なお、各指標の積算の基礎数値につきましては、決算書及び地方財政状況調査などを基にしております。地方財政状況調査につきましては、現在、大阪府を通じまして総務省へ提出され、国のほうで検収をしているところでございます。したがって、国などからの修正等の指示に従いまして、今回報告させていただきました各比率に変更が生じる場合がありますら、改めて報告させていただきますので、よろしくお願いいたします。

令和5年度岬町健全化判断比率の報告は以上でございます。

○竹原伸晃議長 続いて、日程第21、報告第4号及び日程第22、報告第5号についての報告も求めます。

下水道事業理事、奥田敏幸君。

○奥田下水道事業理事 日程第21、報告第4号、令和5年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。

岬町下水道事業特別会計におきまして、令和5年度での資金不足は生じておりません。なお、

資金不足比率は事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

令和5年度岬町下水道事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

続きまして、日程第22、報告第5号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてをご説明いたします。

本件は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律第22条第1項の規定により、報告を行うものでございます。岬町漁業集落排水事業特別会計におきまして、令和5年度での資金不足は生じておりません。なお、資金不足比率は、事業の規模に対する資金の不足額の割合を言い、経営健全化基準は20%となっております。

令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告は以上でございます。

○竹原伸晃議長 これより、ただいま報告がありました本3件に対する質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって日程第20、報告第3号、令和5年度岬町健全化判断比率の報告についてから、日程第22、報告第5号、令和5年度岬町漁業集落排水事業特別会計資金不足比率の報告についてまでの3件の報告を終わります。

○竹原伸晃議長 日程第23、報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）について報告を求めます。

しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 日程第23、報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により、専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

裏面の専決処分書をご覧ください。

公用車における物損事故に係る案件です。

事故発生日時は令和6年6月7日金曜日、午後4時53分頃で、事故発生場所は、岬町多奈川谷川108番地、産土神社御旅所敷地内。損害賠償の相手方は産土神社です。

事故の概要ですが、岬町コミュニティバス乗継支線を運行中、西集会所を過ぎて、漁港内に進入しようとしたところ、前方から対向車が来たため、バックをしたところ、左後方にある看板に気づかず接触し、看板及び車両に損傷が生じたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償として2万4,200円でございます。

損害賠償の内容につきましては、損傷した看板の修理代でございます。なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から全額補償されます。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和6年7月25日に専決処分を行ったものでございます。

以上が専決処分の内容でございます。

○竹原伸晃議長 これよりただいまの説明に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって報告第6号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の件を終わります。

○竹原伸晃議長 日程第24、報告第7号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）について報告を求めます。

しあわせ創造部総括理事、辻里光則君。

○辻里しあわせ創造部総括理事 日程第24、報告第7号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告するものです。

裏面の専決処分書をご覧ください。

公用車における物損事故に係る案件です。

事故発生日時は、令和6年3月31日日曜日、午前11時00分頃で、事故発生場所は、南海本線みさき公園前。損害賠償及び和解の相手方は、岬町の個人です。

事故の概要ですが、岬町コミュニティバス基本路線を運行中、みさき公園駅タクシー乗り場横にて、バスを駐車レーンに駐車するためバックした際に、バスと柵との間を通り抜けようとする軽自動車と接触し、相手方車両に損害が生じたものでございます。

損害賠償の額は、対物損害賠償として15万9,000円でございます。

損害賠償の内容につきましては、損傷した相手方車両の修理代でございます。なお、損害賠償額につきましては、一般財団法人全国自治協会の自動車損害共済事業から全額補償されます。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和6年8月22日に専決処分を行ったものでございます。

以上が専決処分の内容でございます。

○竹原伸晃議長 これよりただいまの説明に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第7号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の件を終わります。

○竹原伸晃議長 日程第25、報告第8号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）について報告を求めます。

教育委員会事務局理事、岩田圭介君。

○岩田教育委員会事務局理事 日程第25、報告第8号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）をご説明いたします。

本件は、地方自治法第180条第1項の規定により専決処分を行いましたので、同条第2項の規定により報告をするものでございます。

裏面の専決処分書をご覧ください。

桜の枝木剪定時における物損事件に係る案件でございます。

事件発生日時は、令和6年4月8日月曜日、午前10時30分頃。事件発生場所は、岬町深日773番地の1付近。灰吹池運動広場駐車場横。損害賠償及び和解の相手方は、町内の個人でございます。

事件の概要でございますが、灰吹池運動広場駐車場横にある桜の枝木が通信障害を引き起こしているのを剪定してほしいとの要請がされ、本町の職員が剪定を行ったところ、桜の枝木と一緒に枝木に絡まっていた通信ケーブルを誤って切断し、相手方に損害を与えたものでございます。

損害賠償の額は、対物種損害賠償として3万1,680円となります。

損害賠償の内容につきましては、切断したケーブルの応急処置に係る移設費及び当該ケーブルの修繕代でございます。なお、損害賠償額につきましては、全国町町村会総合賠償補償保険から全額補償される予定です。

本件につきましては、町長の専決処分事項に該当するため、令和6年8月23日に専決処分を行ったものでございます。

以上が専決処分の内容でございます。

○竹原伸晃議長 ただいまの説明に対して質疑を行います。質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○竹原伸晃議長 質疑なしと認めます。

これで質疑を終わります。

これをもって、報告第8号、専決処分の報告について（損害賠償額の決定）の件を終わります。

以上で本日の日程は全て終了しました。

それでは、本日はこれで散会します。

各常任委員さんには、委員会付託分の審査についてよろしくお願いします。

次の会議は、9月26日の全員協議会終了後に開きますので、ご参集ください。

お疲れさまでした。

(午後 2時59分 散会)

以上の記録が本町議会第3回定例会の会議のてんまつに相違ないことを記するため、ここに署名する。

令和6年9月4日

岬町議会

議 長 竹 原 伸 晃

議 員 奥 野 学

議 員 道 工 晴 久